第３次延岡市地域福祉活動計画

～みんなでつくろう支え合う地域社会～

平成２６年７月

社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会

はじめに

今日、私達の住む地域社会は、少子高齢化、価値観の多様化、人口減少など急速な変化の中で高齢者や障がい者だけでなく、地域住民みんなが何かしら悩みや困りごとを抱えて不安な中で暮らしています。それだけに誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進は、地域のすべての人が対象であり、住んでいるすべての人が担い手でもある時代を迎えています。

その担い手の先駆けとして、延岡市社会福祉協議会は、区長、民生委員児童委員を中心に地域福祉推進チームなど各ボランティア団体、個人と交流連携しながら、各地区社会福祉協議会と共に地域福祉を推進して参りました。誰もが地域で安心して生活を営むためには、保健・医療・福祉・介護との連携強化が求められていますが、一方では家庭機能の崩壊や地域の絆の脆弱化等、社会資源が十分機能していない面があり、今後も新たな生活問題が出てくると思われます。地域住民、社会福祉協議会、行政が連携協働して工夫し、さらなる一歩を進める時であります。

延岡市は、平成 18 年３月に「誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現」の理念のもと「延岡市地域福祉計画」を策定し、平成 23 年 3 月に見直し平成 27 年度までの第２期計画を策定されました。延岡市社会福祉協議会は、「みんなでつくろう　支え合う地域社会」の理念のもと平成９年３月に平成１３年度までの「第１次延岡市地域福祉活動計画」を策定し、その後 7 年間、社会情勢や合併などの変化を見据えて平成 21 年３月に第２次活動計画を見直し策定し、このたび平成 26 年に「第３次延岡市地域福祉活動計画」を策定しました。この活動計画は、延岡市社会福祉協議会が地域住民の皆様や関連する団体とネットワークを深くし、支え合いを協働実践して一歩を進める行動支援計画であります。

私達の住む地域を誰もが安心して安全に暮らすことのできるようにするかは、そこに住む人が創ります。私達の地域を良くするのは、他人でなく私達一人一人の生き方です。お互いを思いやり、すべてを受け止めて尊重し支え合える地域社会を共に問題解決しながら力を合わせて創っていきましょう。

最後に、活動計画策定にご尽力を頂きました井上孝徳委員長はじめ策定委員会各委員の皆様、貴重なご意見を頂きました市民の皆様に心から感謝しお礼申し上げます。

平成２６年７月

社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会

会長　柳　田　泰　宏

延岡市地域福祉活動計画策定にあたって

少子高齢社会、人口減少社会は社会福祉分野に限らず、すべての分野における基本的社会構造となりました。そうした時代背景をもとに、近・未来を考えてみます時に、歴史的に創られてきた制度・施策は持続可能なものへと変革を遂げていくことが求められています。

社会福祉分野においては、1970 年代から 1980 年代における「調整期」を経て、1990 年代から 2000 年代において、本格的な「改革期」を迎えたと言えます。

地域福祉は、長い日本の社会福祉の歴史において、法外援助の意味合いでとらえられ、理解されてきました。しかし、2000 年において施行された社会福祉法において、これからの社会福祉は児童・障がい・高齢分野等すべての分野における共通項として「地域福祉」の推進が明記されました。まさに、地域福祉新時代の幕開けであり、メインストリームを迎えたと言えます。

地域福祉が標榜する地域の姿は「住み慣れた地域の中で、たとえどのような状態になっても、尊厳を保ち、自立した生活が可能な福祉社会」の実現を目指すものであります。

私たちが暮らしを営む地域社会の有り様が問われるものでもあります。家族機能や地域の支え合い機能が弱まってきているといわれる現在、地域では、安心安全な生活を脅かす様々な生活課題が出現してきています。「社会的孤立」「孤立死」「悪徳商法被害」「虐待」「自死」「生活困窮」「引きこもり・閉じこもり」「認知症」「介護」など等。こうした生活課題は、公的制度だけですべてを解決できない課題であり、生活を共にする身近な地域住民にしか見えない課題も多く含まれています。こうした状況を踏まえ、安心安全な地域を実現するには、市町村行政をはじめ、医療・保健・社会福祉・生活関連分野を含めた公的制度の力とご近所の底力、住民の底力、地域の底力とが組み合わさって初めて可能となるものです。延岡市の地域福祉推進という舞台に、行政をはじめ、医療・保健・福祉等の専門職・住民の皆様も舞台に登って、それぞれの役を担っていただき、延岡らしい地域福祉を実現していただきたいと思っています。

当延岡市におかれましても、行政が主体となって進める地域福祉計画が策定されています。また、今回、社会福祉協議会をはじめ住民や民間の取り組み・行動をまとめた、地域福祉活動計画が関係者のご努力により、第３次計画として策定されました。計画は実行されて初めて意味あるものになります。どうか、本計画が共有され、様々な方によって、地域を耕し、種をまき、だれでもが幸せな生活が継続できる福祉社会の構築に向けて、支え合いの花を咲かせていただくことを切に願っています。

平成２６年７月
延岡市地域福祉活動計画策定委員会
委員長　井　上　　孝　徳

目　　次

第１章　地域福祉活動計画の策定にあたり
１．計画策定の背景……１
２．計画策定の目的……２
３．計画の性格……４
４．計画の理念・基本目標……５
５．圏域の設定……６
６．計画の期間……７
７．第２次延岡市地域福祉活動計画の主な成果項目……８

第２章　地域福祉活動計画の展開
１．計画の体系……１２
２．基本目標と重点課題に対する地域福祉活動の方向性
（１）基本目標１　地域住民による支え合いの仕組みづくり
重点課題１　住民主体による福祉コミュニティづくりの推進
① 地区別（地区社協圏域）地域福祉活動計画策定への支援…１４
② 小地域における地域福祉懇談会の実施……15
③ 地域福祉団体の相互連携の支援……16
④ 災害時要援護者登録への協力……16
重点課題２　地域で集い、憩い、学べる場づくり
① サロンの設置促進とメニューの充実……17
② インターネット上の情報拠点づくり……18
重点課題３　ボランティア・NPO が活躍できる基盤の整備
① ボランティアセンターの機能強化……18
② ボランティア人材の発掘・育成、
ボランティア・NPO への支援……20
重点課題４　心のバリアをなくす福祉教育の推進
① 学校・地域における福祉教育の推進……22
② 地域での交流推進の支援、世代間交流の推進……24

（２）基本目標２　地域福祉の共通基盤づくり
重点課題１　誰もが適切に情報を入手できる体制の整備
① 地域福祉活動に関する情報の共有化……24
② 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用……25
③ 情報提供の推進……26

重点課題２　総合的な相談・支援体制の確立
① 総合的な相談体制……26
② 専門相談員の資質向上の促進……27
③ 情報・相談ネットワークの充実……28
④ 地域での見守り活動の推進……28

重点課題３　ケアマネジメントシステムの充実
① 総合的なケアマネジメントシステムの構築……29
② 保健・医療・介護・福祉の連携の強化……30
重点課題４　福祉サービス利用者の権利擁護の推進
① 苦情対応システムの整備……30
② 日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進……31

第３章　計画の推進体制と評価……32

資　料　編
資料１　延岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱……34
資料２　延岡市地域福祉活動計画策定委員名簿……35
資料３　延岡市地域福祉活動計画策定体制・策定経過……36
資料４　延岡市社協が設置している相談窓口……38
資料５　延岡市社協が実施している福祉サービス……40
資料６　地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査……42

第1章　地域福祉活動計画の策定にあたり

１．計画策定の背景

わが国の人口構造は、他の先進諸国に例をみないスピードで少子高齢化が進行しており、延岡市においても、６５歳以上の高齢者の人口は、平成２５年 10 月１日現在３７，３２４人で、総人口に占める割合は29.1%に達しています。

また、１４歳以下の年少人口は１７，３７６人で、総人口に占める割合は１３．５%であり、今後も少子高齢化の傾向が続くと予想されています。

このような少子高齢化に加え核家族化や単身世帯の増加、引きこもりなど家族内の紐帯の弱まり、非正規雇用の増加、若年層の雇用情勢の悪化、企業の経費削減などが進む中で、これまでのような家族内の助け合いと企業の支えも弱まってきています。

地域社会においても、工業化・都市化が進む中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の連帯感が希薄化し、地域社会の支え合う関係も脆弱化してきています。

また、地域社会は、子供が生まれ、育つ場でもありますが、共働き世帯の増加に伴い日中地域にいないという状況の中で、子育てのために地域がまとまったり、地域の人々が参加しともに行事を継承したりすることも難しくなってきており、地域がその機能を果たせない状況も発生してきています。

こうした社会状況の中で、福祉制度も時代背景に合わせて改正されてきており、利用者が自らの意思に基づきサービスを選択する利用者本位の仕組み、市町村が権限を持って住民福祉の向上に努める仕組み、在宅生活を支援する在宅サービスの充実、民間企業や非営利団体、住民団体等の供給体制の多様化など、福祉制度も時代背景に合わせて変化してきています。

近年の福祉施策では、たとえ障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるように基盤を整備していくという基本的な考えのもと、地域での自立支援、生活の確保、施設や病院から地域への移行が進められています。

しかし、地域においては制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能なことなどから生まれる問題等が山積しています。

このような、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちにしていくために、これらの課題を自らの問題と認識して、住民間で課題を共有し、解決に向かうような仕組みを作っていくことが必要となってきています。

２．計画策定の目的

これまで述べたように、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけで対応することには限界があり、電球の交換やゴミ出しを頼める人がいない、買い物に行けても買った物を持って帰れない、一人暮らしが寂しいという心の問題、被害の自覚なく不要なものを購入させられ続ける悪質商法の被害といったことから、孤立死などの深刻な問題、災害時に身体が不自由な方や幼児のいる家庭の避難に対応できるか等、地域には多様な生活課題が存在しています。

このような生活課題は、地域での普通の暮らしを妨げるものであり、住民にとっては暮らしの周辺のあらゆる場面で起こりうるものです。

そのような中でも、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生き方を全うして暮らし続けたいと願っています。

地域における最も身近な関係は、隣近所のような近隣です。近隣には、日常的な近所付き合いの中で、それとなく、支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、ちょっとした手助けをしたりしている場合も多くあります。こうした活動をしている人の多くは自らの活動をボランティア活動や福祉活動とは意識していませんが、このような日常的な関係が、生活課題の発見やいざという時の手助けにつながる基本であり、重要な役割を持っています。そして、このような日常的な近所付き合いの中で発見された問題が、専門的な対応を必要とするものである場合には、問題を近隣にとどめることなく、専門機関や行政の必要なサービスにつなぐことが重要となります。

地域での生活は、親族や友人、近隣などの様々な人々や多様な社会サービスとの関係で成り立っており、地域の生活課題に対処するためには様々な関係者が対応することが必要です。そのため、**地域福祉**の目標は、地域においてネットワークが形成されている、互いに助け合えるような状態にあることだと言えます。

地域福祉活動計画は、地域における多様な福祉活動を行う団体や個人がお互いの活動について認め合い、また地域の生活課題について共有化することを目指す計画として策定しています。また、この地域福祉活動計画の策定を通じて、住民の福祉意識を高めつつ、住民相互の関係の形成、地域福祉への住民の適切な認識を進め、福祉活動への参加などの動機づけが図られます。

第３次地域福祉活動計画は、第２次地域福祉活動計画の理念等を継承しつつ、中身の見直しを行い、先に述べたような、地域に密着した住民による助け合いや福祉活動を進めるために、延岡市社会福祉協議会（以下「延岡市社協」という。）として「何ができるか」「何をすべきか」を考え、社協事業をどのように展開し、地域をどのように支援するのか、地域福祉活動推進のための支援計画

という位置づけとして策定しました。

延岡市社協では、この計画の策定を機に、さらなる地域福祉の推進に向けて、小地域ネットワーク活動の支援を継続し、多様な福祉課題についてさまざまな分野の活動者と協働で解決していくことに積極的に取り組んでいきます。そして、小地域における地域ごとの地域福祉活動計画の策定に協力し、その計画が延岡市全域を網羅する地域福祉活動計画となるよう支援し、地域福祉の積極的な推進を図っていきます。

地域福祉とは・・・？

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきとした生活が送られるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政などが協力し合い、地域での人と人とのつながりを大切にし、“共に生き、支え合う地域社会”を実現しようとすることです。

小地域ネットワーク活動とは・・・？

小地域において要援護者（支援を必要とする人）が生活を継続できるように、近隣住民が中心となり、保健・医療・福祉関係者の協力を得て進める個別支援ネットワーク活動です。地区社会福祉協議会や地域福祉推進チームなどの声掛け、訪問、見守り活動などがあります。

協働とは・・・？

共通目標に基づく複数の個人や集団が、目標を実現するために、共同活動における役割分担を明確にし、相互に他者への協力を進めることです。地域福祉における協働とは、ネットワークの機能を指しています。

３．計画の性格

「地域福祉活動計画」は、福祉活動を行う地域住民や民間団体等の自主的・自発的な福祉活動を進めるための民間の活動・行動計画であり、「地域福祉計画」は、地域福祉の視点から横断的に地域福祉を推進させる基本的方向性を示す行政計画となります。両計画は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、地域福祉の推進を図るために、互いに補い強化し合う関係のものとして連携・協働した取り組みを行うことが重要であり、整合性を持たせた計画としています。

この「地域福祉活動計画」は、「第２期延岡市地域福祉計画」（平成１８年３月策定）に基づき、この中に掲げられた基本目標や重点課題を中心に今後の社協事業の方向性を示したものです。

地域福祉活動計画の位置づけ

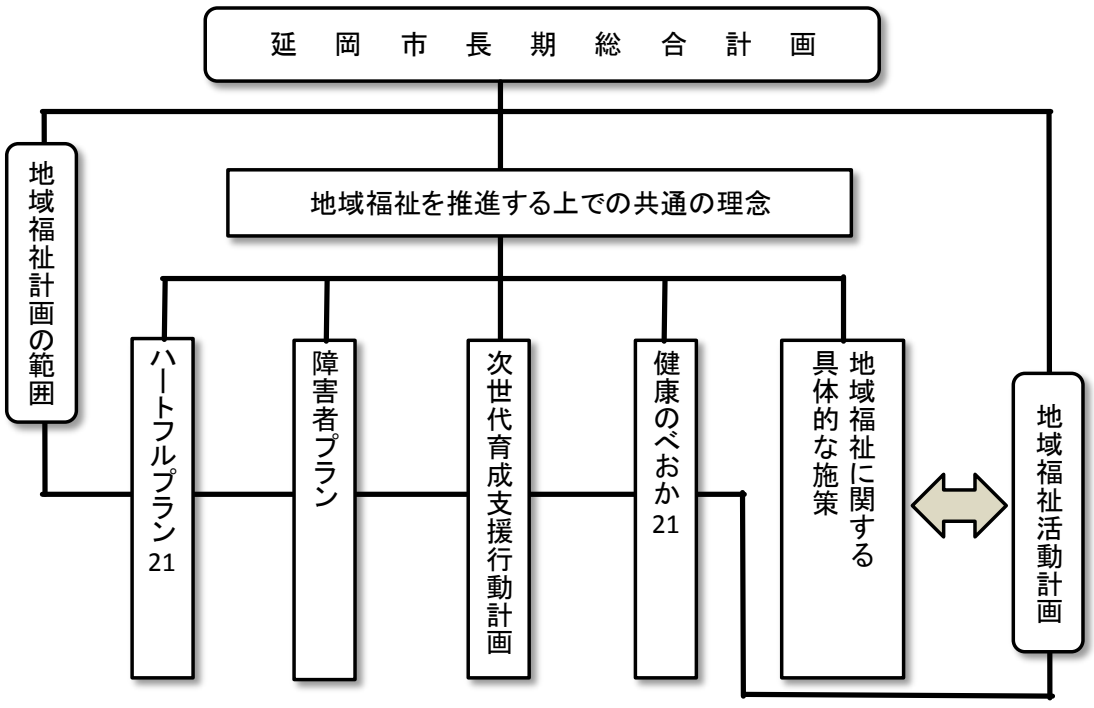

４．計画の理念・基本目標

基本理念

みんなでつくろう　支え合う地域社会

この計画では、基本理念を**「みんなでつくろう　支え合う地域社会」**とし、この基本理念に基づいて、重点課題と社協の取り組みを示し計画を推進していきます。

「基本理念」の実現に向けて、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりのために、２つの基本目標を掲げています。

基本目標

１．地域住民による支え合いの仕組みづくり

２．地域福祉の共通基盤づくり

〔地域福祉推進のための協働のイメージ図〕

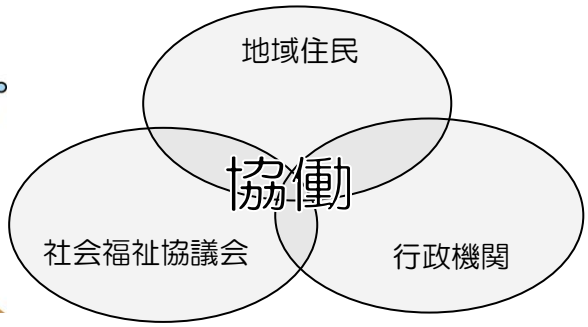

地域福祉は、地域住民の一部の人たちが限られた人に対して行う活動ではありません。住民の一人ひとりが、それぞれの人の生き方を尊重しながら「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではない、「持ちつ持たれつ」、「おたがいさま」という対等な相互の関係を地域の中に少しずつ広げていくことなのです。

今、私たち地域住民は、自ら地域の課題に向き合い、解決の糸口を見つけるために、知恵を出し合い話し合うことが求められています。

社協では、地域の課題に取り組み（**気づき**）、その解決のために行政や専門機関、住民組織やボランティア等と連携（**つなぎ**）しながら、新しいシステムを構築（**つくる**）していきます。そこから、**「みんなでつくる支え合う地域社会」**が生まれ、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりのために、公民協働で地域福祉の推進に取り組みます。

５．圏域の設定

地域福祉活動では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになります。したがって、地域福祉の活動は、自ずとそのような課題がみえるような小さな圏域を単位として行われることになります。地域の生活課題を発見するためには、いわばお互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような圏域が地域福祉活動の圏域となります。

計画づくりに住民参加を図るためには、重層的な圏域設定を行い、住民自身が自分の生活と関連づけながら、福祉サービスや社会資源を把握し、活動に参加できるようにすることが大切になります。

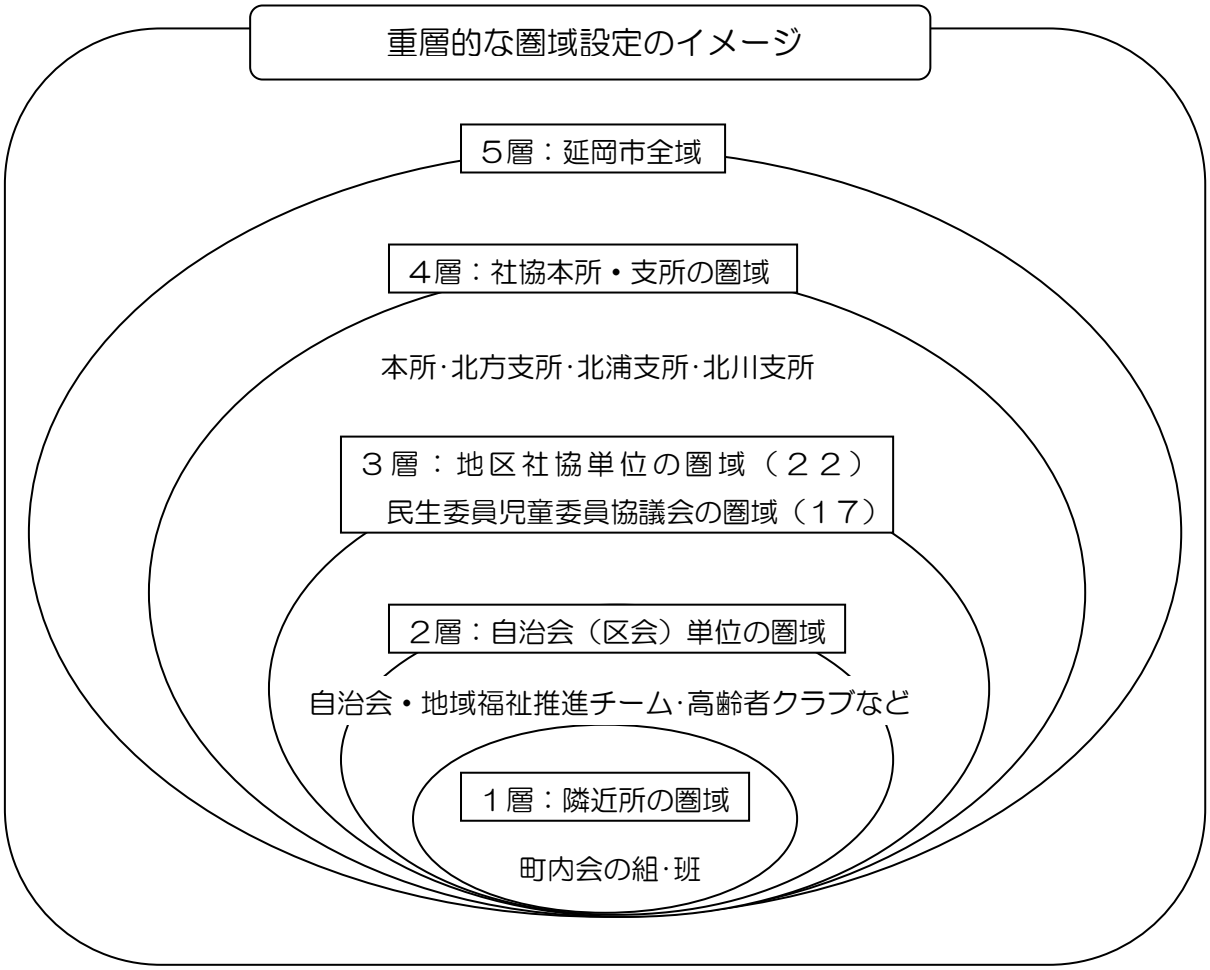

６．計画の期間

この計画は、延岡市が策定する「延岡市地域福祉計画」との整合性を図る為、平成２６年度を初年度とし、平成２８年度までの３か年計画とします。また、時代の変化に柔軟に対応するとともに、「延岡市地域福祉計画」の見直しを踏まえ、平成２８年度に計画の見直しを行います。

〔延岡市地域福祉活動計画期間表〕

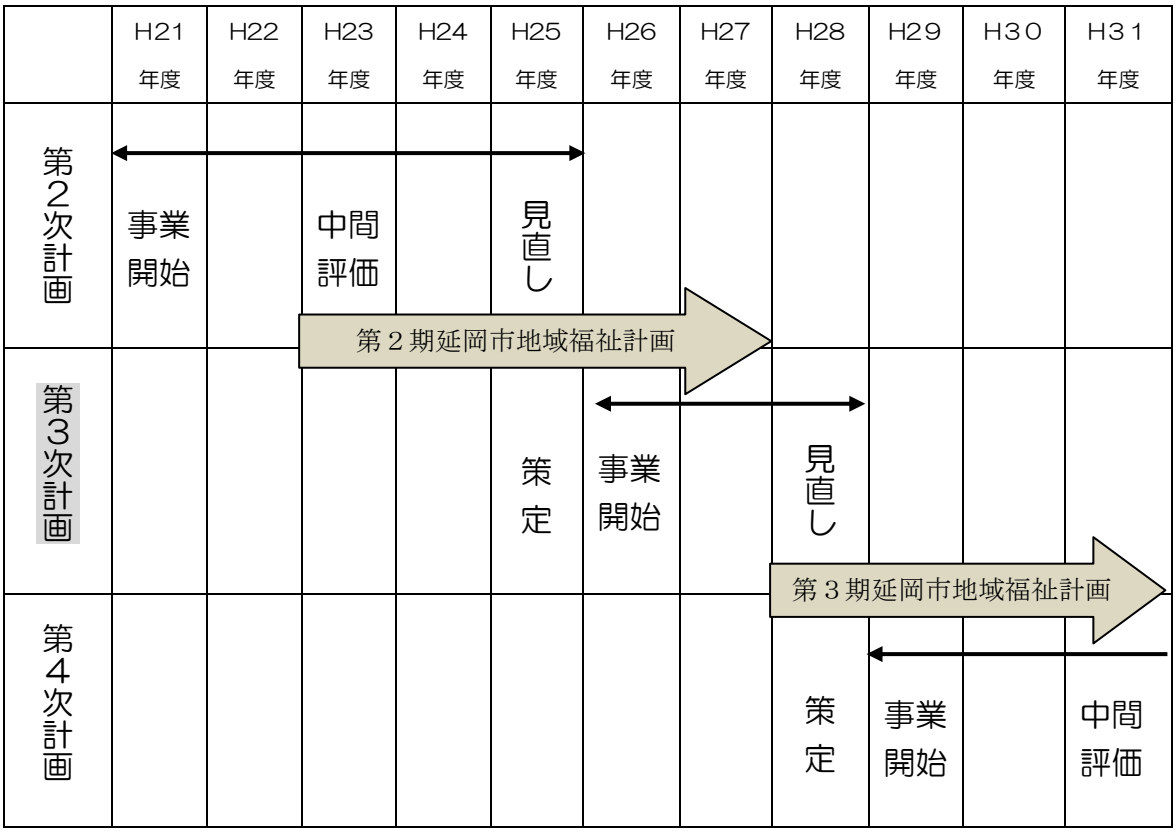

延岡市社協では、平成９年３月に第１次地域福祉活動計画を策定しています。この第１次計画は、策定の期間を平成９年度から平成１３年度までの５か年計画として策定されました。

第１次計画の推進を終えた後も、継続して事業に取り組んでいましたが、社会情勢や合併等により地域福祉活動も大きく変化し、平成２１年度、新たに第２次地域福祉活動計画を策定しました。

そして今回、第２次計画の推進を終え、新たに第３次地域福祉活動計画を策定する運びとなりました。

７．第２次延岡市地域福祉活動計画の主な成果項目

①住民主体による福祉コミュニティづくりの推進

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）未設置地区において、地域住民と地区社協設立についての協議を行い、新たに２つの地区社協が設立されたことで、市内全域に地区社協が設立され、それぞれの地域における課題解決に向けた取り組みの体制が整備されました。活動拠点についても、コミュニティセンターが各地区に建設されてきており、少しずつ整備されてきています。また、地区社協別地域福祉活動計画の策定を進め、平成２５年３月３１日現在、１０地区社協が計画の策定を終え計画に沿った活動を展開しています。

北方地区社協設立総会

南方東コミュニティセンター

東海西地区社協活動拠点

②地域で集い、憩い、学べる場づくり

各地区社協と協力しながら積極的に地域福祉推進チーム(以下「推進チーム」という。）やふれあい・いきいきサロン（以下「いきいきサロン」という。）の設立を進め、住民参加による福祉活動の推進を行いました。推進チーム・いきいきサロンともに、代表者の引き受け手がいなかったり、運営する方々の高齢化等もあり活動ができなくなってきていることもあり、設立数は伸び悩んでいますが、少しずつ増加してきています。

地域福祉推進チーム代表者会

いきいきサロン代表者会

③ボランティア・NPO が活躍できる基盤の整備

様々なボランティアを体験してもらい、地域福祉活動へとつなげるためにボランティア講座や体験学習等を開催し、ボランティア活動の啓発に努めました。また、災害時のボランティア活動を迅速かつ円滑に実施できるように、「災害ボランティアセンターマニュアル」を策定するとともに、県内の市町村社協と県域を越え大分県佐伯市社協と「災害時相互応援協定」を締結し災害時に備えた体制づくりを行いました。

④心のバリアをなくす福祉教育の推進

ＮＰＯ法人延岡市ボランティア協会（以下「ボランティア協会」という。）と連携しながら、地域や学校における体験学習に指導員を派遣し福祉教育の推進に取り組んでいます。また、地区社協と地区内の保育園・幼稚園・小・中学校・高校等が連携し、世代間交流を行いながら福祉教育に取り組む取り組みも行っています。

ハンディキャップ体験学習

三川内地区社協

恒富東地区社協

⑤誰もが適切に情報を入手できる体制の確立

年間６回発行している延岡市社協広報紙「みてみてふくし」をより多くの市民の方々に見てもらえるようにするために、編集委員会を組織し内容検討を重ねるとともに、平成２５年５月号より表紙をカラー化しました。また、ホームページもこれまで職員が作成していたものを専門業者に委託し、より見やすく親しみやすいホームページにリニューアルしました。

⑥総合的な相談・支援体制の確立

住民の抱える生活課題に対して、適切な課題解決へとつなげられるよう、ふれあい福祉相談室、福祉資金の借入相談、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター「ぱれっと」等、各種相談窓口の設置を継続して行いました。しかし、第２次地域福祉活動計画策定からこれまでの間に、社会情勢も大きく変わり、生活福祉資金制度や障がい者自立支援法の改正、障がい者総合支援法の成立等、目まぐるしく法改正が行われており、相談内容も複雑・多様化してきています。そのような中、各地区の民生委員児童委員協議会の定例会や各地区社協の役員会等へ地域包括支援センターの職員も参加してもらえるようになり、推進チームやいきいきサロン等との連携も取れ始めています。

延岡市民生委員児童委員協議会

⑦ケアマネジメントシステムの充実

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所では、関係機関・団体と連携しながら、公的なサービスと家族を含めたインフォーマルサービスとを相互に組み合わせて、住み慣れた地域で、自立した生活が営めるように包括的かつ継続的な支援を行っています。また、各地域包括支援センターにおいては、地域における社会資源を活用できるように、日常生活圏域において高齢者を地域全体で支える「地域ケアネットワーク」の構築に努め、地域包括ケア会議を定期的に開催しています。

⑧福祉サービス利用者の権利擁護の推進

認知症や障がい等の理由により十分な判断ができない方が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、福祉サービス利用のための一連の援助や、希望により日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行う「日常生活自立支援事業」に継続して取り組みました。平成２３年度までは、基幹社協として、高千穂町・五ヶ瀬町・日之影町の利用者にも対応していましたが、平成２４年度より３町にお住いの利用者については各町社協へ移管しました。しかし、高齢化が進む中で、市民や関係機関からの相談は増加してきています。

⑨社会福祉協議会の財政基盤の安定

補助金等の収入が厳しくなっている中、社協の活動を拡充し推進していくためには、寄付金や賛助会費等の自主財源の確保が重要な課題となっています。しかし、高齢者世帯の増加や各種募金の重複などで実績は年々厳しいものになっています。共同募金においても、各種イベント等に参加し、募金活動や広報活動を行い、募金額の増加に努めていますが減少傾向が続いており、各種団体等からの助成要望に応えることが困難となってきています。

⑩事業推進体制の整備と事務局組織の機能強化

社協合併を終え、新しい「延岡市社会福祉協議会」となり、市民に開かれた信頼される組織を安定して維持していくために、組織編制を図りながら、職員の適正配置に取り組み、検討会を開催し諸規程の一部見直しを行いました。また、資格取得支援を継続し、資格取得職員を適正配置し、職員のスキルアップに努めています。

第２章　地域福祉活動計画の展開

１．計画の体系

≪基本理念≫　**『みんなでつくろう　支え合う地域社会』**

基本目標１　　地域住民による支え合いの仕組みづくり

重点課題１　　住民主体による福祉コミュニティづくりの推進

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　地区別（地区社協圏域）地域福祉活動計画策定への支援	
●地区社協の福祉活動強化・促進 ●地域福祉活動計画未策定地区の策定促進	○地区社協の活動支援 ○活動計画未策定地区に対する策定に向けての支援 ○活動計画策定のための助成金交付
②　小地域における地域福祉懇談会の実施	
●地区社協を主体とした地域福祉懇談会の開催促進	○各地区社協の地域福祉懇談会実施に向けた支援 ○各地区におけるニーズの把握や情報の共有
③　地域福祉団体の相互連携の支援	
●地域福祉ネットワークづくり	○地域福祉推進チームの結成と活動支援 ○各関係機関との連携と協働
④　災害時要援護者登録への協力	
●災害時要援護者登録への協力	○安心カードを活用した登録への支援

重点課題２　　地域で集い、憩い、学べる場づくり

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　サロンの設置促進とメニューの充実	
●ふれあい・いきいきサロンの活動強化 ●子育てサロンの活動支援	○ふれあい・いきいきサロン活動の支援 ○ふれあい・いきいきサロンの設置支援 ○子育てに関する情報提供
②　インターネット上の情報拠点づくり	
●社協ウェブサイトにおける情報提供	○社協ウェブサイトの内容充実

重点課題３　　ボランティア・ＮＰＯが活躍できる基盤の整備

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　ボランティアセンターの機能強化	
●ボランティアセンターの機能充実	○ボランティア団体、個人の情報把握・活用 ○関係機関との連携促進 ○ボランティア活動への参加誘導
②　ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア・ＮＰＯへの支援	
●ボランティア人材の発掘・育成・支援 ●災害ボランティアネットワークの拡充	○ハンディキャップ体験学習指導員養成 ○災害ボランティアリーダー養成 ○助成金情報等の発信 ○ボランティア団体や関係機関との連携

重点課題４　　心のバリアをなくす福祉教育の推進

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　学校、地域における福祉教育の推進	
●地域・学校における福祉教育の推進	○ハンディキャップ体験学習の推進 ○情報の提供による福祉教育の支援 ○ボランティア体験への参加促進 ○福祉啓発作文の広報・周知 ○地区社協と学校との連携支援
②　地域での交流推進の支援、世代間交流の推進	
●地区社協と連携した交流の促進	○地域に根差した世代間交流の支援

基本目標２　　地域福祉の共通基盤づくり

重点課題１　　誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　地域福祉活動に関する情報の共有化	
●ボランティアセンター機能の充実	○ボランティア情報、地域福祉活動に関する情報提供
②　情報の一元化の推進と社会資源の有効活用	
●広報紙やホームページを活用した情報発信 ●関係機関との連携強化による情報発信	○広報紙、ホームページの内容充実 ○必要な情報の適宜提供
③　情報提供の推進	
●情報提供の積極的な推進	○公平で透明性のある情報提供の仕組みづくり

重点課題２　　総合的な相談・支援体制の確立

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　総合的な相談体制	
●総合相談体制の充実	○各関係機関・団体等との連携強化 ○多職種協働による相談支援体制の構築
②　専門相談員の資質向上の促進	
●各種相談員の専門性の向上	○専門性を高めるための研修の受講促進
③　情報・相談ネットワークの充実	
●関係機関との情報共有	○関係機関・団体との連携促進
④　地域での見守り活動の推進	
●地域福祉推進チーム等の見守り活動の充実 ●多世代サロンの仕組みづくり	○地区社協・民生委員児童委員・地域福祉推進チームの活動支援 ○多世代交流の場の創出

重点課題３　　ケアマネジメントシステムの充実

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　総合的なケアマネジメントシステムの構築	
●地域ケア会議や事業所間を超えた支援会議の開催	○事業所間を超えた支援会議による情報発信 ○多職種との連携による困りごとの迅速な解決 ○課題の抽出と問題解決に向けた社協の取り組み強化
②　保健・医療・介護・福祉の連携の強化	
●専門職と地域住民との協働による安心安全なまちづくり	○各種機関や多職種との連携推進 ○地域包括ケアシステムの啓発

重点課題４　　福祉サービスの利用者の権利擁護の推進

延岡市社協の計画期間の取り組み	延岡市社協の計画期間で推進する項目
①　苦情対応システムの整備	
●苦情対応の強化	○苦情受付窓口の周知 ○職員の資質向上の為の研修会等への参加
②　日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進	
●事業周知による利用の拡大 ●成年後見制度への利用促進	○増加する利用者への対応強化 ○支援員の確保及び関係職員の資質向上

２．基本目標と地域福祉活動の方向性

（１）基本目標１　地域住民による支え合いの仕組みづくり

重点課題１　住民主体による福祉コミュニティづくりの推進

①地区別（地区社協圏域）地域福祉活動計画策定への支援

【計画期間の取り組み】

○ 地区社協の福祉活動強化・促進

○ 地域福祉活動計画未策定地区の策定促進

延岡市社協では、住民による自主的な福祉活動を推進するため、自治会や民生委員児童委員、推進チーム、いきいきサロン、高齢者クラブ等のほか、学校、福祉施設等の関係機関と連携して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことを目的とする地区社協の設置を進め、その支援を行ってきました。

これまで各地区社協においては、地域の特色を生かしながら様々な取組を実施し、地域住民がお互いに協力して、見守り、助け合える体制を整備するための一翼を担ってきました。

また、地区社協の活動をさらに発展させるために、第２次延岡市地域福祉活動計画に基づき、地域住民自らが地域の問題を自分の問題と受け止め、知恵を出し合い、問題解決を図る「地区社協別地域福祉活動計画」の策定に取り組んできました。今後も未策定の地区社協においては、年次計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカーとして職員も一緒になって考えていきます。

また、地区社協別地域福祉活動計画策定に向けて地域住民に対する研修会の実施といった人的支援や財政的支援に取り組みます。

さらに、策定済の地区社協に対しても、計画の目標達成に向けた取り組みの支援を行うとともに、各地区社協の福祉活動の強化・促進のために地域を支ええる人材の発掘・育成に努めます。

年　　度	策定地区社協
平成 21 年度～平成 25 年度	１０地区策定済み
平成 26 年度	２地区
平成 27 年度	２地区
平成 28 年度	２地区

※コミュニティソーシャルワーカーとは・・・？

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりすることです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことです。

②小地域における地域福祉懇談会の実施

【計画期間の取り組み】

○ 地区社協を主体とした地域福祉懇談会の開催促進

地域の福祉課題の中には、公的福祉サービス等を利用することで解決できるものも多くありますが、その福祉サービスがあることを知らないために、地域の中で生活に困られている方もいます。福祉サービスをいかに利用していくか、利用につなげていくかということもひとつの福祉課題と言えます。一方、公的福祉サービスだけでは対応が難しい課題や、上手く解決に至らない課題も地域には多く存在しています。その課題に対し、地域で支え合いながら解決していくことに地域福祉活動の意義があります。

地区社協別地域福祉活動計画を策定していくうえでは、住民自らが地域の福祉課題をどこまで把握することができるかが重要になります。その課題発見の方法のひとつとして、住民の方々の参加による身近な地域課題や将来像について話し合う会議（地域福祉懇談会）があります。

延岡市社協では、地区社協別地域福祉活動計画策定に向けた取り組みや、これまで各地区社協において取り組んできている小地域福祉活動を更に推進していくために、関係機関への連絡調整等、地域福祉懇談会実施に向けた支援に取り組みます。

また、関係機関にも地域福祉懇談会への参加を呼び掛けることで、新たな出会い、気づき、アイディアを創出する場を作るとともに、各地区における福祉課題の把握や情報の共有を図ります。

③地域福祉団体の相互連携の支援

【計画期間の取り組み】

○ 地域福祉ネットワークづくり

住み慣れた地域でより安心して住み続けるためには、助け合いの仕組みづくりが重要となります。

その仕組みづくりのひとつとして推進チームの活動があります。推進チームは、平成２年に市内で発生した高齢者の孤独死をきっかけとし、隣近所の声かけ・見守り活動を行う、地域で組織されたボランティアグループです。この取り組みは延岡市独自のものであり、延岡市社協と各地区社協が、未設置地区への結成を支援した結果、平成２５年度末現在、市内で２２９チームが活動を行っています。この推進チームの活動は、地域における見守り活動の大きな役割を果たしており、地域の福祉課題の早期発見・早期解決へもつながることから、今後も、各地区社協と協力し、地域の実情に合った推進チームの結成を積極的に働きかけていくと同時に、チームの運営支援や福祉課題にも一緒に取り組むなど支援していきます。

また、地域においては、推進チームの他にも地区社協をはじめ、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等が様々な活動を行っています。近年ますます複雑・多様化している福祉課題を解決するためには、これらの関係機関・団体の連携も必要不可欠であり、福祉課題の共有を図っていくことが求められます。

延岡市社協では、地域において発生した問題等を気軽に相談できる体制づくりを行うとともに、地域福祉懇談会や地域ケア会議等を通し、関係機関のネットワークづくりに努め、連携と協働による地域福祉の推進を図っていきます。

④災害時要援護者登録への協力

【計画期間の取り組み】

○ 災害時要援護者登録への協力

現在、災害時における迅速かつ的確な要援護者の避難支援を行うために、延岡市において要援護者として想定される高齢者や障がいのある人等の把握に努めています。これまで、要援護者の情報については民生委員児童委員や消防本部等の関係機関において共有されていましたが、平成２５年度の災害対策基本

法の改正により、社会福祉協議会も情報共有機関の一つとして明記されました。今後、延岡市社協も避難行動要支援者情報の提供を受けることになりますが、適切な情報管理に努めると共に、災害等の緊急対応が必要な事態が発生した場合の役割分担等について、関係機関と協議しながら連携を図っていきます。

また、平成２４年度より災害時にも活用が期待される緊急連絡先やかかりつけ医等の情報を記入した「安心カード」の配布を民生委員児童委員の皆さんの協力を頂きながら実施しています。今後も高齢化の進行による高齢者世帯の増加が見込まれ、引き続き各地域での見守り体制の構築・強化に向けた活動が必要となっていることから、継続して「安心カード」の配布に取り組んでいくと共に、「安心カード」配布と同時に災害時要援護者登録制度の案内を行うなど、登録への協力に努めます。

重点課題２　地域で集い、憩い、学べる場づくり

①サロンの設置促進とメニューの充実

【計画期間の取り組み】

○ いきいきサロンの活動強化

○ 子育てサロンの活動支援

平成２５年度末現在、延岡市内には、いきいきサロン１１９か所が設置されており、約2，５００名の高齢者が身近な場所で顔なじみの方々と交流を図り、楽しくサロン活動に取り組んでいます。いきいきサロンへ参加する事は介護予防や引きこもり防止となり、新たな生きがいを見つけ、充実した生活への一歩につながっています。しかし中には、代表者の高齢化や引き受け手がいないなど課題を抱えながら運営しているサロンがあります。延岡市社協では、各サロンへの訪問活動や電話相談などを通して、代表者の負担や様々な課題を共に考え、課題解決に向けて支援しているところです。

また、子育てサロンについては、市内に子育てサークル等が充実してきたこともあり、現在活動中のサロンが楽しく活動が続けられるようサポートしています。

制度改正により、これまで以上に在宅福祉の必需性が高まり、「地域の中で支え合い受け止める地域福祉」へと変わっていこうとしています。このような中、

延岡市社協では、いきいきサロンと地域包括支援センターや地区社協との連携を図り、情報提供や地域のニーズに合わせた取り組みを行い、サロン活動を通して地域の絆を深め、地域力を高めることで住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりに努めていきます。

②インターネット上の情報拠点づくり

【計画期間の取り組み】

○ 社協ウェブサイトにおける情報提供

現在、これまでのパソコンに加え、手軽にどこでも持ち運びができるスマートフォンやタブレット端末などの普及により、場所や時間に関係なく地域福祉の情報を得ることができるようになってきました。

これにより、延岡市社協では、ホームページを活用し、見やすさ・分りやすさに重点を置いたタイムリーな情報の提供に努めます。

社協ホームページアドレス
http://nobesha.net/

重点課題３　ボランティア・ＮＰＯが活躍できる基盤の整備

①ボランティアセンターの機能強化

【計画期間の取り組み】

○ ボランティアセンターの機能充実

延岡市では、ボランティアやＮＰＯなどの市民活動団体が活発な活動を展開しています。延岡市社協は、ボランティア活動や体験学習等の機会の提供をはじめ、活動への支援や連絡調整、活動基盤の整備等を行うため、延岡市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置し、ボランティア活動の推進を図っています。

ボランティアセンターでは、職員がボランティアコーディネーターとしてボランティアに来てほしい人（ニーズ）とボランティアをしたい人とをつなぐパイプ役となり、各種団体、関係機関との連絡調整を行ってきました。また、ボランティア活動に関する相談窓口を常設し、ボランティア登録やボランティア活動保険への加入、ボランティア活動の推進に努めた結果、現在、個人ボランティア２９１人、ボランティア団体９２団体が登録を行っています。

さらに、平成２４年度からは、ボランティア協会とＮＰＯ法人のべおか市民力市場と協力して、ボランティア登録者の情報を共有するとともに、九州保健福祉大学ボランティアセンターの依頼を受け、学生に対してボランティア講話を行うなど、関係機関との連携にも努めてきました。

しかし、ボランティアに関する地域からのニーズも複雑・多様化してきており、ボランティアセンターのさらなる機能充実を図っていく必要があります。

そのため、今後さらなる関係機関・団体との連携を図り、ボランティア情報の把握・活用を行うとともに、相互に協力・支援できるシステムの構築に努めていきます。

また、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア情報の発信に努めるとともに、さまざまな体験学習や研修会等を開催し、ボランティア活動の啓発・推進に努め、地域福祉を支えるボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。

他にも、災害が発生し多くのボランティアが必要となった場合は、延岡市社協が**災害ボランティアセンター**を設置し、ボランティアの募集やコーディネートを行うことになっています。

しかし、南海トラフ巨大地震等大きな災害が発生した際には、災害ボランティアセンターサテライトの設置が考えられるので、日頃から災害に備え人材育成や関係機関との協力体制を整えておく必要があります。

そのため、延岡市社協では、**災害時相互応援協定**を締結しました。

また、全職員が災害ボランティアセンターの役割について理解し、運営のスキルを身につけるために、平成２５年３月に災害ボランティアセンターマニュアルを作成し、協定を締結した社協と協力しながら災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施しました。

さらに、災害時にボランティアが活用する資機材を市内６か所に備蓄管理するなど、災害時に備えボランティアセンターの機能充実に努めてきました。

今後も、突発的に発生する災害に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を関係機関、近隣市町村社協と連携しながら繰り返し実施すると同時に、地域においても同様の訓練を実施し、災害時における地域住民や関係機関との協力体制の強化を図っていきます。

※災害ボランティアセンターとは・・・？

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地では災害救援ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つとなっています。

災害発生時には、災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。

※災害時相互応援協定とは・・・？

自然災害が発生した際に、被災地の社会福祉協議会独自では十分な災害救援活動が実施できない場合、相互に協力して応援を行う為に必要な事項を定めた協定です。具体的には、職員の派遣や資機材の提供、災害ボランティアセンターの運営支援、生活福祉資金特例貸付の業務支援などがあります。

〇平成２３年１２月８日

宮崎県・市町村社協災害時相互応援協定

〇平成２４年４月１８日

五ヶ瀬川水系（延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）社協間災害時相互応援協定

〇平成２５年１月２５日

延岡市社協・佐伯市社協間災害時相互応援協定

②ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア・ＮＰＯへの支援

【計画期間の取り組み】

〇 ボランティア人材の発掘・育成・支援

〇 災害ボランティアネットワークの拡充

延岡市社協は、障がいを持った方や高齢者への理解を深めるため地域や各小・中・高校が実施するハンディキャップ体験学習において、講師や指導員の要請を受け、ボランティア協会と協力して、指導員の派遣を行っています。

近年、指導員の高齢化や要請の増加に伴い、新たな人材の育成が必要不可欠となっております。そのため継続してハンディキャップ体験体学習指導員養成講座を実施します。

また、平成１７年の台風１４号と平成１８年の台風１３号災害の教訓から、地域において様々なパイプ役を担っていただく方々が必要と感じ、平成１９年

度より延岡市と共同で災害ボランティアリーダー養成講座を実施し、平成２５年度までに５４０名を養成するなど、ボランティア人材の発掘・育成に努めてきました。

今後も、災害に備えて、自分や家族、地域の人々を守るため、地域に災害に関する知識を少しでも持っている方を養成し、迅速な復旧活動へつなげられるよう、継続して災害ボランティアリーダー養成講座を実施します。さらに延岡市社協広報紙「みてみてふくし」を活用し、ボランティア情報やボランティア団体の紹介を掲載することで、新たな人材の発掘・育成を図っていきます。

延岡市社協では、ボランティア関係団体等の運営支援として、市補助金や皆様からご協力いただいた賛助会費や寄付金といった貴重な浄財を含めた社協の自主財源の中から助成金を交付しています。近年、賛助会費や共同募金の実績が減ってきていることから、各団体への助成が厳しい状況となってきています。

このため、**共同募金会や各種企業・団体からの助成金等の情報発信**を行い、各ボランティア団体の運営支援に努めます。

他にも、地震や台風等の大きな災害が発生した場合には、多くの人員・資材等が必要になります。そこで、延岡市社協では、災害時の取り組みのひとつとして、平成１８年度より延岡市災害ボランティアネットワークを構築し民間企業や団体の方々に登録をしていただいています。このネットワークは行政と連携を取りながら、災害時の緊急的な生活復旧支援ボランティアの協力を呼び掛けるもので、平成２５年度末現在１１６団体、２，００１名が登録しています。本市においても甚大な被害を受けた過去があるほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、災害ボランティアネットワークの必要性は高まっています。そのため、登録していただいている各企業・団体へ常に情報発信を行いながら平常時と災害時に分けた連携に努め、ネットワークの拡大を図っていきます。

※社協が取り扱う助成金制度

〇共同募金助成金

住民参加による福祉コミュニティの実現を図るため、福祉活動を行う法人や団体・ボランティアグループなどへ事業費を助成。

〇延岡市社会福祉事業基金運用益事業

地域における福祉活動の促進のために、非営利活動団体へ事業費を助成。

〇ふるさと愛の基金

草の根の民間福祉活動を助成するため、県民の方々の募金や寄付金を積み立てて設立された基金。

〇各種企業団体が実施する助成金制度

・ニッセイ財団　・みずほ教育福祉財団　・日本財団　・その他

重点課題４　心のバリアをなくす福祉教育の推進

①学校、地域における福祉教育の推進

【計画期間の取り組み】

○ 地域・学校における福祉教育の推進

社会情勢が大きく変化する中で、地域福祉を推進するには、ノーマライゼーションの精神に基づき、地域に暮らす全ての人々がお互いを認め理解し合い、「共に生きる力」を育むことが大切です。

多様化する生活の中で、住民自身が地域での福祉や生活課題を考え、自ら課題解決に向けて取り組むためには、住民の福祉意識を高めていく「学び」が必要不可欠となります。その「学び」を通じて住民一人ひとりが市民活動の担い手であることを自覚し、その担い手となる人材を育成していく事が重要となります。

延岡市社協では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、子どもから高齢者まで地域住民すべてを対象とし、学校や地域において様々な体験事業や交流などによる福祉教育の啓発と推進に取り組んでいきます。

≪ハンディキャップ体験学習の推進≫

延岡市社協では学校やボランティア協会等と連携して、車椅子や高齢者疑似体験等のハンディキャップ体験や各種福祉講話などを開催しています。

福祉に関する様々な体験学習を通して、住民一人ひとりの「福祉」に対する意識向上が図れるように、各小・中・高校や地域、ボランティア団体等とより一層の連携に努めながら、ハンディキャップ体験学習が積極的に実施されるように推進していきます。

○　体験内容：車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験・手話・各種福祉講話

≪情報提供による福祉教育の支援≫

広報紙やホームページを活用し、様々な地域・ボランティア活動や福祉に関する情報提供を積極的に行い、家庭や地域への社会福祉の啓発を図りながら福祉教育の支援を行います。

≪ボランティア体験への参加促進≫

延岡市社協では、夏休み等を利用して小・中・高校生へのボランティア体験を実施しています。一緒に楽しみながらボランティア活動を体験することで、豊かな心を育み、「福祉」を身近なものとして関心を高めてもらえるように、充実した企画を立案し参加を促進します。

≪福祉啓発作文の広報・周知≫

小・中学生が日常生活や学習の中で経験した「福祉」に対する思いや考えをより深めてもらえるように、福祉啓発作文の広報を積極的に行います。また、児童・生徒の福祉啓発作文を社会福祉大会において発表することにより、市民に対する社会福祉への啓発を行っていきます。

≪地区社協と学校との連携支援≫

延岡市社協では市内の各地区社協の中から、毎年度指定地区社協を１か所決定し、幼児や小・中学校の児童生徒等への福祉体験講座や交流会などを通じて、家庭や地域社会への社会福祉の啓発に努めています。

今後も学校と地域の実情に合わせながら様々な社会資源を生かし、地区社協と地域の学校が連携を図れるように支援を行います。

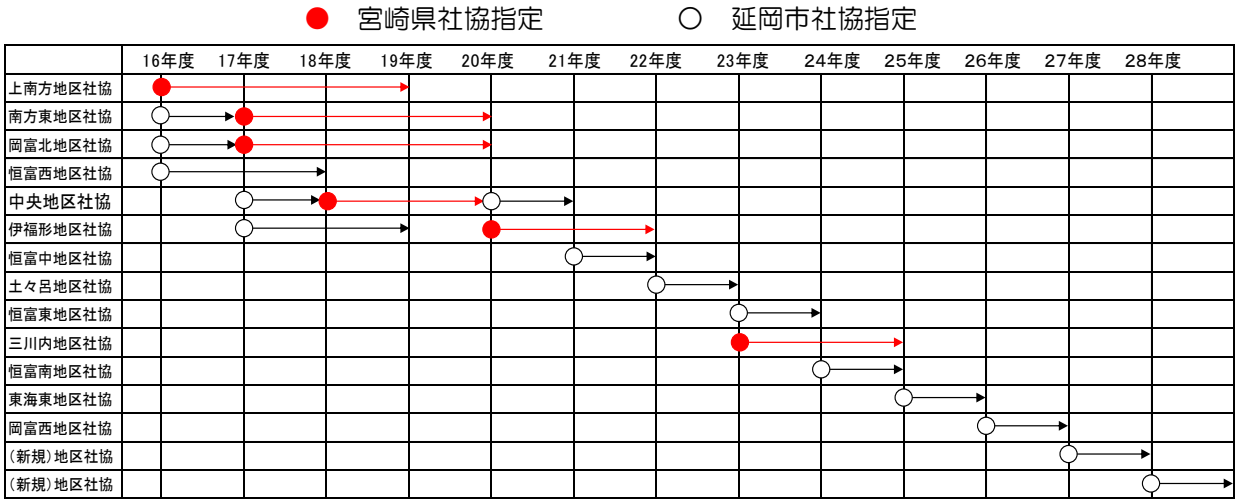

②地域での交流推進の支援、世代間交流の推進

【計画期間の取り組み】

○ 地区社協と連携した交流の促進

地区社協では、子どもから高齢者まで幅広い年代層の人たちが参加できる場として、グラウンドゴルフ大会やミニボーリング大会など積極的な世代間交流に取り組んでいます。

なかでも、小・中学生との創作活動や農作業体験は、地域内の伝統を伝える場として、ウォーキングによる地域探索は、地区の歴史などを学ぶ機会となっています。また、高齢者宅を訪問しての清掃活動は、ボランティアに関心を持つ機会になっています。

このような活動は、技能を持つ人々が活躍できる機会を設けることができるとともに、地域において次世代の人材を育成することにもつながります。

さらに、延岡市社協が運営する通所介護事業所（北方デイサービス・曽木デイサービス）を活用して、高齢者のみでなく子どもから大人まで、気軽に訪れることのできる地域の交流拠点づくりを行っています。

今後も地区社協との連携をより一層強化し、すべての方々が支えあい、助け合う地域社会を目指して、日頃から互いの顔の見える関係づくりが進むよう、地域に根差した世代間交流活動を支援していきます。

（2）基本目標２　地域福祉の共通基盤づくり

重点課題１　誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

①地域福祉活動に関する情報の共有化

【計画期間の取り組み】

○ ボランティアセンター機能の充実

少子高齢化が進み、高齢者単身世帯が増加しているなかで、住民は複雑化、深刻化するさまざまな生活課題を抱えています。

課題を解決するためには、介護保険や障がいサービス等公的福祉サービスがひとつの手掛かりとなります。また、ボランティアをはじめ、地域住民の支え

合い、市民活動といった、インフォーマルサービスも重要な役割を担っています。このような多種多様な制度や取組みを、地域住民誰もが知り得ることが、大変重要なことであると考えられます。

延岡市社協では、地域福祉活動・ボランティア活動等といったインフォーマルサービスを支援しています。

ボランティアセンターでは、ボランティアの人材発掘・育成・支援に取り組み、ボランティア活動の推進を図っています。また、関係機関・各福祉団体・ボランティア等と協働しており、多くの情報を入手しやすい環境が整っています。

今後は、延岡市社協が行っている地域福祉活動・ボランティアセンターの活動内容をさまざまな方法で発信し、より多くの住民に共有してもらえるよう努めます。

②情報の一元化の推進と社会資源の有効活用

【計画期間の取り組み】

○ 広報紙やホームページを活用した情報発信

○ 関係機関との連携強化による情報発信

現代は情報化社会と言われ、日常生活を行う上で、情報が大切な時代になっています。延岡市社協では、広報紙を年 6 回全世帯に配布しています。また、ホームページは定期的に更新し、最新の情報発信に努めています。

広報紙は、わかりやすい内容で、幅広い年代の方々が情報を得やすい紙面にすることが求められています。

今後、ホームページについては、多量な情報を提供できる利点を生かし、延岡市社協が取り組んでいる事業の案内だけでなく、関係機関・団体等の情報発信や関連団体等のサイトへもリンクしやすいウェブサイトの運営について検討します。

また、情報提供の場として、延岡市社協の掲示板を活用するなど、来所する方々に対しても多くの情報が得やすい環境づくりに努めます。

③情報提供の推進

【計画期間の取り組み】

○ 情報提供の積極的な推進

延岡市社協では、地域包括支援センター事業をはじめ、居宅介護支援事業や障がい者相談支援事業、訪問介護事業、通所介護事業などを通して、利用者が安心して地域で生活が出来るよう情報の提供や支援にあたっています。

利用者が自らの判断により、必要な時に適切な福祉サービスを選択して受けることが出来るようにするために、事業者はサービスの特徴や内容など、必要な情報を分かりやすく提供することが大切です。

今後とも、行政や関係機関と連携しながら、利用者に役立つ情報を誰もが適切に入手できるように、情報の提供に努めていきます。

重点課題２　総合的な相談・支援体制の確立

①総合的な相談体制

【計画期間の取り組み】

○ 総合相談体制の充実

延岡市社協は、福祉の総合相談窓口として、ふれあい福祉相談事業を始めとする様々な相談窓口により、相談者の適切な問題解決に努めています。

しかし、近年ますます複雑化、深刻化する生活課題の解決にあたるには、社協の相談窓口のみならず、社協以外の相談関係機関、団体とも連携した体制づくりが必要となっています。

また、地域住民からは、福祉サービス情報の入手方法や「気軽に相談できる場所」、「相談しやすい環境づくり」が望まれています。

今後は、生活困窮者の支援や、複雑化、深刻化している相談内容に対応できるよう、各相談関係機関や支援組織、団体等との連携を強化し、素早い解決につながるよう、相互のネットワークづくりを進めます。

近年は、気楽に相談できる仕組みづくりに務めた結果から、相談件数は増加傾向にありますが、地域には相談できずに悩んでいるなど、潜在的なニーズがあることもうかがえます。

そこで、相談窓口の情報提供を積極的に行い、民生委員児童委員、地域包括支援センター職員等と協働し、地域住民から信頼され、頼られる相談体制を構築し、ひとりでも多くの市民の生活課題等の解決に努めます。

※延岡市社協が設置している相談窓口

（詳細については資料編Ｐ．３９を参照）

- ○　ふれあい福祉相談
- ○　無料法律相談
- ○　ボランティア相談（延岡市ボランティアセンター）
- ○　日常生活自立支援（あんしんサポートセンター）
- ○　市民助け合い資金
- ○　生活福祉資金
- ○　地域包括支援センター
- ○　障がい者相談支援センター

②専門相談員の資質向上の促進

【計画期間の取り組み】

○ 各種相談員の専門性の向上

誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりのためにも、社協の職員には、専門性を活かした企画力や実践力が求められています。

専門職員個々の資質向上は、きわめて重要なことであり、また、生活支援活動の強化は社協の使命でもあります。

このようなことから、社会福祉士など福祉に関する専門資格取得の奨励や職員研修の充実、自己啓発の支援に取り組みます。

専門職種	平成２５年度末現在
介護福祉士	３９人
社会福祉士	８人
精神保健福祉士	４人
介護支援専門員	１８人
保健師	１人
看護師	４人
准看護師	５人

③情報・相談ネットワークの充実

【計画期間の取り組み】

○ 関係機関との情報共有

延岡市社協には、各相談窓口を始め地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区社協等から、さまざまな生活支援に関わる情報が寄せられています。

しかし、地域の人に知られたくないなどの理由により、生活支援が必要な全ての人の情報が寄せられているとは限りません。

近年ますます複雑化、深刻化する生活支援活動の強化を図るためにも、地域の関係機関の連携が重要になっています。

今後は、地域包括支援センターやサービス提供事業者などと情報を共有し、個別の支援から地域の支援につなげていけるようネットワークの構築に努めます。

④地域での見守り活動の推進

【計画期間の取り組み】

○ 地域福祉推進チーム等の見守り活動の充実

安心して日常生活を送るためには、住民同士の支え合いが重要です。地域で支援を要する人は、一人暮らし高齢者だけでなく、障がい者とその家族、母子・父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しています。特に災害時における高齢者、障がい者への支援は、普段から見守りの体制がないと難しいものになります。また、近年では、近親者による虐待問題や高齢者などを標的にした特殊詐欺や悪質商法といった問題も増えてきています。こうした問題の解決については、地区社協、民生委員児童委員や推進チームなどが連携した小地域ネットワークによる、地域での交流や見守りが有効であると言われていますが、推進チームの中には、担い手不足で困っているところも見受けられます。

このため、従来の見守り活動だけにとどまらず、地域で活動する様々な分野の関係機関、団体、さらにはライフライン関係事業者等とも協力関係を築き、新たな見守りネットワークとして、活動の拡大を支援していきます。

【計画期間の取り組み】

○ 多世代サロンの仕組みづくり

少子高齢化が進み、さらに二人世帯や単身世帯が増え続けるなか、地域住民同士のつながりは希薄化し、人と人がふれあう機会は減少しています。

このため、地域の中に誰もが集える場、いわゆる「多世代交流」の場をつくり、広げていくことが望まれています。

個々の「いきいきサロン」の活動を活性化するために、自治会をはじめとし、子ども会や高齢者クラブ、小・中学校との連携により、子育て中の若いお父さん、お母さんと高齢者の交流や、小・中学生と乳幼児の交流といった多世代交流の場の創出に務め、幅広い世代の参加を図ります。

また、障がい者をはじめ、普段サロンに参加していない人の参加を促すなど、より多くの住民がふれあえる機会を提供します。

重点課題３　ケアマネジメントシステムの充実

①総合的なケアマネジメントシステムの構築

【計画期間の取り組み】

○ 地域ケア会議や事業所間を超えた支援会議の開催

急速に変化する少子高齢社会の中には、介護問題や高齢者虐待、経済状況の悪化や権利擁護等の高齢者を取り巻く問題と、障がいのある人の介護問題や経済・雇用の問題が顕在しており、高齢者や障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、心身の状況や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やインフォーマルサービスを組み合わせて、マネジメントすることが求められます。

延岡市社協では、課題を適切に抽出し、高齢者は恒富西地域包括支援センターと、３か所の小規模地域包括支援センターが中心となり、地域の介護支援専門員や医療などの専門機関とのネットワークを強化することで、また、障がいのある人に対しては、延岡市障がい者相談支援センター「ぱれっと」を拠点に、医療や福祉、地域の社会資源と連携することで、困りごとの迅速な解決を図ります。

このように、専門機関ばかりでなく、インフォーマルな社会資源との連携を強化し、情報をお互いに発信することで、総合的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

②保健・医療・介護・福祉の連携の強化

【計画期間の取り組み】

○ 専門職と地域住民との協働による安心安全なまちづくり

近年、核家族化や高齢化が進む中で、人間関係の希薄化、個人の価値観の違いなど、様々な要因が複雑に絡み合う複合的な原因から、生活課題も多様化しています。

また、各自では問題解決に繋がらないことも多くあり、多方面からの取り組みが必要となっています。

そのため、保健・医療・介護・福祉・地域住民が協力し、問題解決に向けた連携を強化することが重要となり、それらの連携に加え、行政等の関係機関を含めた情報交換を行い、顔の見える関係づくりが必要となってきます。そこで、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などが中心となり、地域課題・ニーズの発掘や問題解決に向けての手段・資源の創出を地域住民の方々をはじめ各種関係機関と共に行い、地域の特性や実状に合った問題解決に向けたしくみ作りに努めます。

併せて、住民が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように、地域の力（自助・共助・互助）を高め、保健・医療・介護・福祉の多方面からの支え合う地域社会の必要性について発信していきます。

重点課題４　福祉サービスの利用者の権利擁護の推進

①苦情対応システムの整備

【計画期間の取り組み】

○ 苦情対応の強化

地域住民から寄せられる苦情等については、住民からの意見のひとつとしてとらえ、申し出がしやすい環境を整えることとし、わかりやすい受付窓口を設け解決に取り組んでいます。

また、有識者等による「第三者委員」を配置することで中立公正性を確保し、苦情に対する円滑・円満な解決が図られるよう努めています。

今後も受付窓口の周知を行い、積極的な研修会への参加による職員の資質向上に努めます。

②日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進

【計画期間の取り組み】

○ 事業周知による利用の拡大

○ 成年後見制度への利用促進

延岡市社協では、認知症や知的障がい、精神障がいなどで日常生活上の判断に不安のある方に、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理のお手伝いを行うことにより、地域の中で安心した生活が出来るように支援する日常生活自立支援事業に取り組んでいます。そのような中、相談件数は一人暮らしの高齢者の増加や見守る親族の高齢化等により、増加の一途を辿っている状況です。

その対応策として、専門職の配置や支援員の確保及び関係職員の資質向上のため、外部研修の積極的な受講、内部研修の充実を図っています。また、判断能力低下のため日常生活自立支援事業では対応の出来ない方に対しては、成年後見制度の利用を進めているところです。

しかし、成年後見制度においては、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）がその役割を担うだけではカバーできず、社会貢献意識の高い一般の方による後見人（市民後見人）を育成することが求められています。

また、法人が後見等になることで、長期的な支援が可能であることや、複数の職員が連携して支援できることの利点も挙げられています。

今後、ますますそのニーズが高まることが見込まれる日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とする、総合的な権利擁護支援体制を整備するために、行政との連携を進めていきます。

※成年後見制度とは・・・？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

◎成年後見制度の種類

名称		区分	本人の判断能力	援　助　者		申し立てが出来る方
成年後見制度	法定後見	後見	判断能力が全くない方	成年後見人	親族、弁護士、司法書士、社会福祉士など家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。また成年後見人等を監督する成年後見監督人などを選任することがあります。	●本人 ●配偶者 ●四親等内親族 ●検察官 ●市町村長　　など
		保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人		
		補助	判断能力が不十分な方	補助人		
	任意後見	判断能力があるうちに、将来に備えて誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決めておく制度です。		任意後見人	任意後見監督人	●本人 ●配偶者 ●任意後見受任者 ●四親等内親族　など

第３章　計画の推進体制と評価

地域福祉活動計画推進のために

第３次延岡市地域福祉活動計画は、地域の皆さんと一緒に考え、進めていくものです。今後、延岡市社協活動について地域の皆さんとどのように活動していくかを検討し、その推進プロセスを重視して進めていきます。

そのため、計画の推進について、地域福祉活動計画評価委員会（仮称）を設置し、計画の進行状況を確認していきます。

計画の評価

第３次延岡市地域福祉活動計画は平成２８年度を目標年度にしており、最終年である平成２８年度に評価を行い、計画の見直しを行います。

この評価は、数値的な評価だけでなく、住民の地域福祉への意識がどのように変化しているかを把握し、今後取り組むべき課題は何かを明確にするためのものです。

評価の方法は、次のとおりとします。

１．地域福祉活動計画評価委員会（仮称）による評価

この委員会は、本計画の推進組織としての役割を担うとともに、計画に盛り込まれた施策の進行状況の確認を行い、その結果を次期計画に活用していきます。

２．アンケート調査による評価

各地区社協での地域福祉推進の取り組みを「延岡市地域福祉推進大会」において報告し、その後、アンケート調査により住民の地域福祉への意識変化を把握します。また、その結果を分析し、計画の見直しに役立てていきます。

３．評価のためのアンケート調査項目の設定

住民の意識変化を把握するためのアンケート項目として、社協や社協事業の認知度、ボランティア活動への関心度を基準に置くこととします。

資　料　編

資料１

第３次延岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　延岡市における地域福祉推進を図るため、延岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に第３次延岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第２条　委員会は、次に掲げる諮問事項を審議する。

（１）第３次延岡市地域福祉活動計画の策定に関する事項

（２）その他、計画策定のために必要な事項

（組　織）

第３条　委員会は、委員２０名以内で組織する。

２　委員は、別に定める者の中から、市社協会長が委嘱する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、平成２７年３月３１日までとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　この委員会に、委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、委員会の会務を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会　議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、市社協地域福祉課において処理する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

資料２

第３次延岡市地域福祉活動計画策定委員会名簿

◎：委員長　○：副委員長　　（敬称略）

Ｎｏ	氏　名	所　属・役　職
◎１	井　上　孝　徳	九州保健福祉大学　社会福祉学部子ども保育福祉学科　教授
２	三　津　俊　雄	延岡市地区社会福祉協議会連絡協議会　会長
３	松　林　弘　憲	特別養護老人ホーム　ふれあいの里　施設長
４	武　富　志　郎	宮崎県立延岡しろやま支援学校　校長
○５	山口美三雄	延岡市区長連絡協議会　会長
６	野　中　賢　一	延岡市民生委員児童委員協議会　会長
７	木原万里子	のべおか男女共同参画会議２１　会長
８	松　下　　宏	延岡市ボランティア協会　会長
９	髙　見　正　生	北方町地域協議会　会長
１０	大　野　光　裕	北浦町地域協議会　会長
１１	小　谷　謹　一	北川町地域協議会　会長
１２	矢　野　光　孝	ひかり工房代表
１３	峯　田　英　良	延岡市法人立保育協議会　代表
１４	中　城　晨　夫	延岡市さんさんクラブ連合会　会長
１５	友　清　明　俊	延岡市高齢福祉課長
１６	後　藤　稔　宜	延岡市こども家庭課長
１７	宮　田　佳　司	延岡市障がい福祉課長
１８	川　島　　登	延岡市生活福祉課長

延岡市担当課職員

Ｎｏ	氏　名	所　　属
１	工　藤　靖　治	延岡市高齢福祉課総務係長
２	志　田　尚　之	延岡市高齢福祉課総務係主任主事

事務局名簿

Ｎｏ	氏　名	所　　属
１	渡　部　恭　久	延岡市社会福祉協議会　常務理事兼事務局長
２	佐　伯　京　子	〃　地域福祉課長
３	松　永　利　勝	〃　総務課長
４	森　　奈保美	〃　福祉サービス課長
５	野　上　順　子	〃　北方支所長
６	日　高　広　道	〃　北浦支所長
７	矢　野　貞　子	〃　北川支所長
８	山　田　昭　典	〃　地域福祉課
９	西　　徹　浩	〃　地域福祉課
１０	中　嶋　秀　充	〃　地域福祉課
１１	権　藤　倫　之	〃　地域福祉課
１２	佐　田　真　保	〃　地域福祉課

資料３

第３次延岡市地域福祉活動計画策定体制・策定経過

（１）策定体制

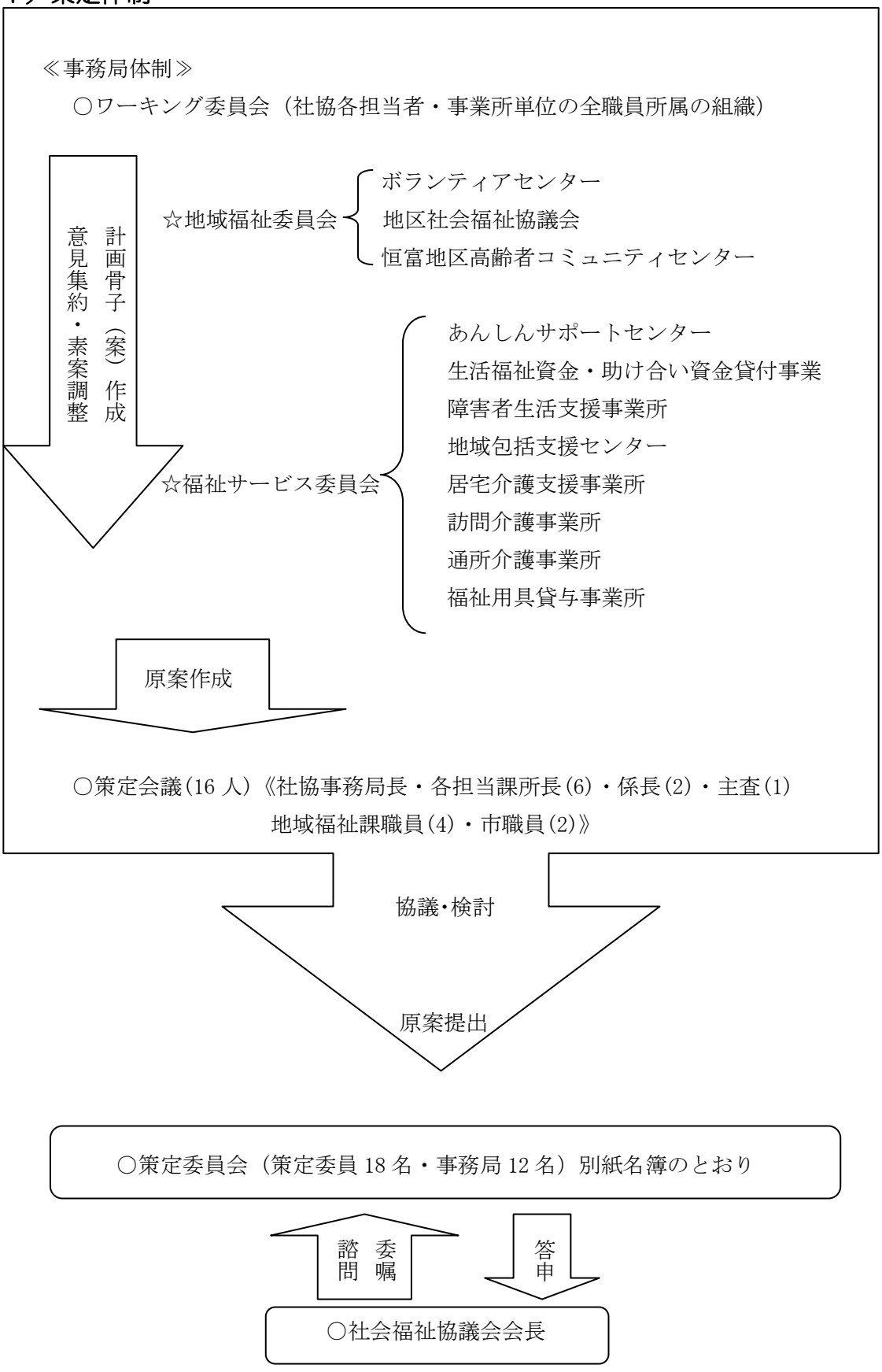

（2）策定経過

平成２５年１２月２６日（木）　地域福祉活動計画勉強会
平成２６年　１月　６日（月）　第１回地域福祉活動計画策定会議
平成２６年　１月２２日（水）　第１回福祉サービス委員会
平成２６年　１月２７日（月）　第１回地域福祉委員会
平成２６年　２月１２日（水）　第２回地域福祉委員会
平成２６年　２月１９日（水）　第３回地域福祉委員会
平成２６年　２月２６日（水）　第４回地域福祉委員会
平成２６年　３月　５日（水）　第５回地域福祉委員会
平成２６年　３月１２日（水）　第６回地域福祉委員会
平成２６年　３月１４日（金）　第２回福祉サービス委員会
平成２６年　３月１９日（水）　第７回地域福祉委員会
平成２６年　３月２６日（水）　地域福祉委員会・福祉サービス委員会合同委員会
平成２６年　５月　１日（木）　第２回地域福祉活動計画策定会議
平成２６年　５月１４日（水）　第３回福祉サービス委員会
平成２６年　６月　２日（月）　第１回地域福祉活動計画策定委員会
平成２６年　６月　９日（月）　第８回地域福祉委員会
平成２６年　６月１３日（金）　第９回地域福祉委員会
平成２６年　６月１７日（火）　第１０回地域福祉委員会
平成２６年　６月１９日（木）　第１１回地域福祉委員会
平成２６年　６月２４日（火）　地域福祉委員会・福祉サービス委員会合同委員会
平成２６年　７月　１日（火）　第３回地域福祉活動計画策定会議
平成２６年　７月　８日（火）　第２回地域福祉活動計画策定委員会
平成２６年　７月１６日（水）　第１２回地域福祉委員会
平成２６年　７月１８日（金）　第４回地域福祉活動計画策定会議
平成２６年　７月２８日（月）　第３回地域福祉活動計画策定委員会

会議名	開催回数	協議内容・検討事項
地域福祉活動計画 勉　強　会	１回	「社協が進める地域福祉活動」 講師：九州保健福祉大学　教授　井上孝徳　氏
地域福祉活動計画 地域福祉委員会	１４回 (合同委員会含む)	地域福祉活動計画策定の考え方 地域福祉活動計画策定の取り組み方について
地域福祉活動計画 福祉サービス委員会	５回 (合同委員会含む)	(福祉サービス委員会内に各部会を設置し、部会を随時開催) 活動計画に組み入れる事業内容の検討 活動計画の骨子・素案・原案の作成
地域福祉活動計画 策　定　会　議	４回	計画策定にかかる中間報告 活動計画の原案の協議 「延岡市地域福祉活動計画」（案）について
地域福祉活動計画 策 定 委 員 会	３回	策定委員委嘱 地域福祉活動計画策定の考え方 計画策定にかかる中間報告・進捗状況確認 「延岡市地域福祉活動計画」（案）の決定

資料４

延岡市社協が設置している相談窓口

延岡市社協は、福祉の総合相談窓口として、ふれあい福祉相談事業を始めとする様々な相談窓口により、相談者の適切な問題解決に努めています。

○　延岡市社協が設置している相談窓口

ふれあい福祉相談	日常生活上に発生する生活、福祉問題など、あらゆる問題等の相談に応じ、適切な助言や専門の相談機関をご紹介するなど問題解決につなげます。 〈相談日〉 専門福祉相談員　　月・水・木・金・・・ ９：00～17：00 民生委員児童委員　火・土・・・・・・・10：00～15：00 ※日曜・祝日はお休みになります。
無料法律相談	弁護士による無料相談（予約制）を実施しています。 〈相談日〉 本　　所（毎月第３木曜日　　10：00～15：00） 北方支所（5・ 9・1月第３水曜日 13：00～16：00） 北浦支所（7・12・3月第３火曜日 13：30～16：30） 北川支所（6・10・2月第３水曜日 13：30～16：30） （各支所 年3回） ※本所、各支所とも事前に予約が必要です。
ボランティア相談 （延岡市ボランティアセンター）	「ボランティアがしたい。」「市内にはどんなボランティア団体があるか知りたい。」などボランティアに関することの相談にボランティアコーディネーターが応じます。
日常生活自立支援 （あんしんサポートセンター）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、日常生活の判断に不安のある方の福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、地域で安心して暮らせるようにサポートします。 〈利用料〉相談は無料。契約後は、１回１時間まで 1,000 円。 １時間を超える場合は、それ以降30分ごとに500円加算。 ※その他、生活支援員の交通費等が必要になります。
市民助け合い資金貸付	市内に居住し、住民登録を行なってから６ヶ月以上の方で、その日の生活に困窮している低所得者世帯に対し、生活費等の貸し付けを行います。 〈貸付限度額〉20,000 円以内 〈 返済期間 〉貸付日より６ヶ月以内 〈連帯保証人〉１名要

生活福祉資金	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金貸付を行います。 〈種類〉総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） 福祉資金（福祉費・緊急小口資金） 教育支援資金（教育支援費・就学支度費） 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
地域包括支援センター	延岡市から委託を受けた相談窓口です。高齢者の総合的な相談や、サービスなどの調整を行います。また、介護保険の申請代行や介護予防についても対応し、高齢者の生活を支援します。 〈相談〉無料 ●恒富西地域包括支援センター （担当地域）安賀多町・春日町・三ツ瀬町・永池町・中島町・旭町・大瀬町・北新小路・新小路・愛宕町・上大瀬町・出口町・西小路・恒富町・古城町・三須町・小野町・下三輪町 ●北方地域包括支援センター （担当地域）北方町全域 ●北浦地域包括支援センター （担当地域）北浦町全域 ●北川地域包括支援センター （担当地域）北川町全域
延岡市障がい者相談 支援センター「ぱれっと」	障がい者（児）とその家族の地域生活を支援し、在宅障がい者（児）の自立と社会参加を支援するために、総合的な相談やサービス等の利用計画の作成を通して、各種調整を行います。 〈利用料〉無料

資料５

延岡市社協が実施している福祉サービス

延岡市社協では、市民の皆さまが、住み慣れた地域で安心・安全に元気で暮らせるよう、介護保険事業をはじめ様々な在宅生活支援サービスを実施しています。

○ 延岡市社協が実施している介護保険事業・在宅生活支援サービス

居宅介護支援事業	要介護認定を受けている方を対象に、居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス、または福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるように、介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・管理等を行い、サービス事業者や行政との連絡調整を行います。 〈利用料〉全額介護保険制度から給付されるので自己負担はありません。　但し、例外あり。 ●延岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 （担当地域）　原則として延岡市内 （北方町、北浦町、北川町、島浦町を除く） ●延岡市社会福祉協議会北方指定居宅介護支援事業所 （担当地域）　原則として延岡市北方町内 ●延岡市社会福祉協議会北浦指定居宅介護支援事業所 （担当地域）　原則として延岡市北浦町内
訪問介護事業（高齢者対象） 居宅介護事業（障がい者対象） ・本所	要介護認定を受けている方や障がい者に対して、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などのホームヘルプサービスを提供します。 〈利用料〉介護度・利用回数等によって基本料金の１割負担となります。
通所介護事業 （北方支所） ・北方デイサービスセンター ・曽木デイサービスセンター	要介護認定を受けている方を対象に、送迎から入浴・昼食・レクリエーション・機能訓練などを通して、在宅生活を支援します。また、介護予防にも取り組み、生きがいデイサービスも実施しています。 〈利用料〉介護度によって基本料金が決まっており、その内の１割が利用者負担（食事代別）となります。 要介護認定で非該当に相当する高齢者の方は、１回1,000 円（食事代込）で利用できます。
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器や介護用品を提供いただき、点検、整備のうえ、障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に貸し出します。 〈利用料〉無料（手帳保持者のみ） ※但し、別途搬送料が必要になります。 （ベッド：片道 1,000 円・その他：片道 500 円）

福祉機器レンタル事業	基本的に介護保険の適用外の方で、市内に居住し、在宅での生活に介護用ベッド・車いす等の福祉機器を必要とされている方に貸し出します。 〈利用料〉　料金は月額となります。 ベッド等（1,000 円～）・ 車いす等（1,000 円～） 床ずれ防止用具（1,000 円～）・歩行器（800 円） 入浴補助用具（800 円）・歩行補助杖（500 円） ポータブルトイレ（500 円） 簡易スロープ（500 円） ※但し、搬送を希望される場合は、別途搬送料が必要になります。 （ベッド：片道 1,000 円・その他：片道 500 円）
重度身体障がい者 移動支援事業	在宅者で、車いすやストレッチャーなどを常時使用している外出が困難な重度の障害のある方や高齢者にリフト付乗用車を利用して、通院や買い物等への移送サービスを行います。ご利用には、登録・予約が必要です。 〈利用料〉無料（月１回・土、日、祝日を除く月～金曜日） （9:00～17:00 でのご利用） ※但し、駐車料金等が発生する場合は、利用者さまのご負担となります。
家族介護者交流事業 （在宅介護者の集い）	在宅で介護されている方の交流・情報交換の場として、年２回介護疲れを解消しリフレッシュできる活動を企画して開催します。 〈参加料〉１回 500 円～1,000 円程度 （交通費・材料費・食事代を含む）

資料６

延岡市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査

（１）調査の目的

　このアンケート調査は、延岡市社協が、「第３次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の皆様や関係機関にお願いをしたものです。社協事業の認知度や、今後の延岡市社協・地区社協活動の進め方、地域福祉の在り方等について検討させていただくことを目的に実施しました。

（２）調査の対象、及び調査の方法

調査１：延岡市民へのアンケート調査

対象：第１３回延岡市地域福祉推進大会来場者　約７６０人

方法：第１３回延岡市地域福祉推進大会来場者へ配布

内容：アンケート用紙参照（Ｐ．４４）

調査２：市内各地域包括支援センターへのアンケート調査

対象：延岡市社協が運営する地域包括支援センターを除く市内の７地域包括支援センター

方法：各地域包括支援センターへ配布

内容：アンケート用紙参照（Ｐ．４９）

（３）調査の期間

　平成２６年３月

（４）調査の有効回収数

調査１：延岡市民へのアンケート調査

配布総数　（約７６０人）

有効回収数（　４８６人）

有効回収率（６３．９％）

調査２：地域包括支援センターへのアンケート調査

配布総数　（７地域包括支援センター）

有効回答数（７地域包括支援センター）

有効回収率（１００％）

アンケート調査様式

～「地域福祉活動計画」についてのアンケート～

このアンケートは皆様が地域で安心・安全に暮らすために、延岡市社会福祉協議会が地区社協の活動や地域福祉活動について検討させていただく資料としてお願いするものです。アンケートへのご協力をお願いいたします。

○あなたの性別・年齢をお聞かせください。

ア．男　　イ．女　　【年齢　　歳】

○どこの地区（自治会）から参加されていますか？　　（　　）町

１．あなたが、今後、地域で生活する中で不安を感じていることはなんですか。（複数回答可）

ア．老後の生活　　イ．経済面　　ウ．健康面
エ．地震や風水害、火災などの災害　　オ．一人暮らし
カ．交通手段　　キ．子育て　　ク．近所づきあい
ケ．その他（　　）

２．あなたの住む地域がどのような地域になると良いと思いますか。（複数回答可）

ア．近所づきあいができる地域　　イ．住民同士が支え合える地域
ウ．高齢者や障がい者にやさしい地域　　エ．子育てや介護に理解のある地域
オ．その他（　　）

３．あなたはどのような目的で地域活動（地区社協、町内会、高齢者クラブ等）に参加していますか。（複数回答可）

ア．住民としての義務　　イ．地域福祉をより良いものにしたい
ウ．隣近所との触れ合いを求めて　　エ．自分自身の勉強や意識の向上
オ．役回りなど仕方なく　　カ．ただなんとなく
キ．その他（　　）

４．福祉に関する情報をどこから入手していますか。（複数回答可）

ア．市の広報紙　　イ．社協の広報紙　　ウ．市役所の窓口　　エ．社協の窓口
オ．町内会の回覧　　カ．民生委員児童委員　　キ．新聞雑誌
ク．テレビ・ラジオ　　ケ．近所・知り合い　　コ．インターネット
サ．その他（　　）

５．災害が起こった場合に、住民がお互いにどのような支援を行うことが必要だと思いますか。（複数回答可）

ア．災害直後の安否確認や声かけ　　イ．災害や避難に対する情報の収集・交換
ウ．避難所などへの移動の支援　　エ．避難所の運営協力　　オ．支援は特に必要ない
カ．わからない　　キ．その他（　　）

ご協力ありがとうございました。

「地域福祉活動計画」についてのアンケート　H26. 3. 2

このアンケートは皆様が地域で安心・安全に暮らすために、延岡市社会福祉協議会が地区社協の活動や地域福祉活動について検討させていただく資料として第１３回延岡市地域福祉推進大会時にお願いしたものです。

回答者内訳：

	人数	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	無回答
男性	186	0	1	2	2	6	68	82	12	13
女性	300	5	1	1	3	16	119	121	22	12
合計	486	5	2	3	5	22	187	203	34	25

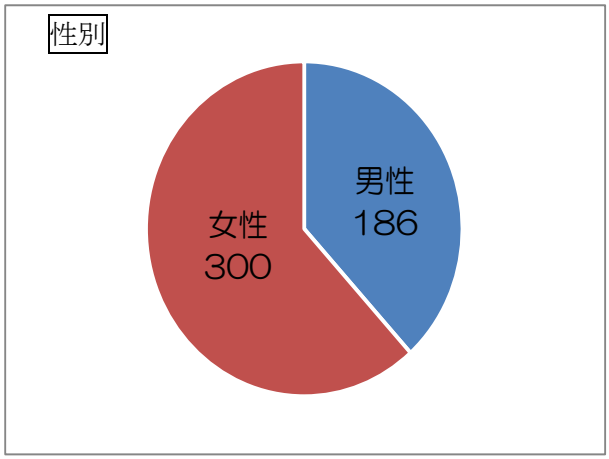

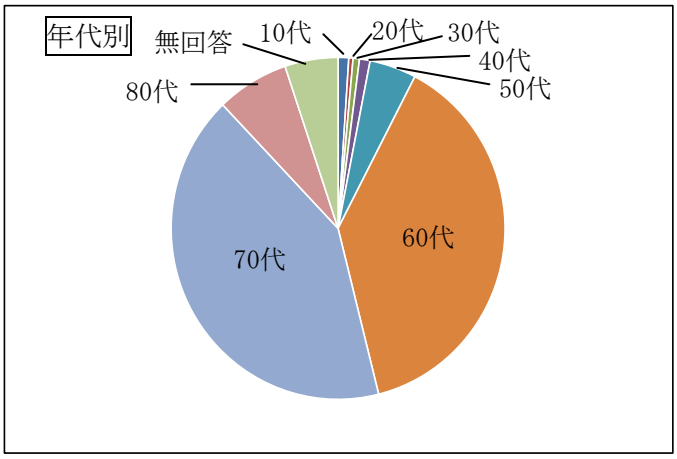

1．あなたが、今後、地域で生活する中で不安を感じていることはなんですか。（複数回答可）

地区社協		北浦	北川	東海東	東海西	南方東	上南方	北方	富美山	岡富東	岡富西	岡富北	中央	恒富東	恒富西	恒富中	恒富南	恒富北	一ヶ岡	伊福形	土々呂	不明	合計
回答者数		18	34	29	29	35	23	5	49	14	18	14	11	34	11	11	42	4	20	33	38	14	486
ア	老後の生活	9	21	10	17	21	12	3	16	10	9	5	8	14	5	3	19	1	8	17	18	4	230
イ	経済面	4	9	4	6	13	0	2	8	2	4	0	4	7	4	1	5	2	3	5	9	3	95
ウ	健康面	9	17	12	14	23	9	3	26	7	7	2	5	16	6	6	15	1	9	13	15	4	219
エ	地震や風水害、火災などの災害	9	11	18	16	17	6	1	20	9	10	8	7	22	6	7	12	2	12	13	21	2	229
オ	一人暮らし	4	8	4	4	7	5	1	12	3	4	1	1	9	2	2	6	0	1	3	8	3	88
カ	交通手段	4	16	9	2	12	2	2	14	5	2	1	2	4	1	2	7	0	4	2	7	1	99
キ	子育て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	4
ク	近所づきあい	2	5	6	0	6	3	0	6	4	3	2	1	5	1	3	8	0	2	7	4	1	69
ケ	その他	0	0	2	2	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	12
	無回答	4	1	3	0	4	4	1	9	2	1	2	2	5	1	1	8	1	2	9	4	4	68

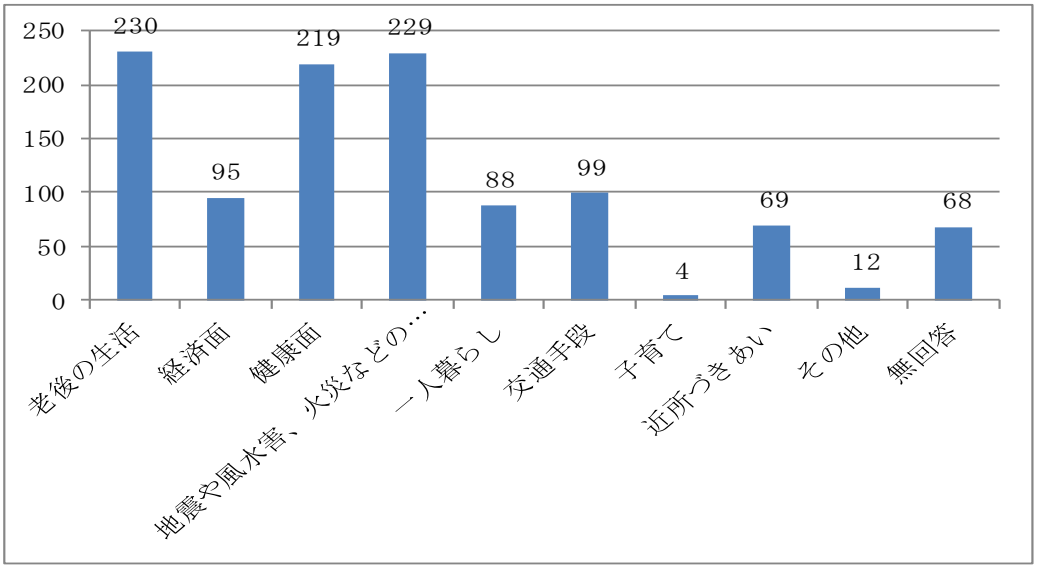

その他の意見

- 地区住民どうしのつながり・絆の希薄。
- 「まちなかバス」が巡回していますが、東海・大武など宮交バスが１日１回のみ。ミニバスで良いので１日２回でも良いのでご検討くださるようお願いいたします。
- 今は元気だが齢と共に不安を感じる。
- 高齢なので常に健康に気を遣っている。
- 医療機関が近くにない。
- 近くに店がない。
- 区画整理のため落ち着かない。
- いつまでも健康でいたい。
- 私達は年金が最下ですので２人で不安です。
- 国の政治の動き、ウソ言うマスコミ。原発事故により放射能拡散問題し、誰も本当の事を報道しない。
- 行事への不参加。
- 買い物。

2. あなたの住む地域がどのような地域になるといいと思いますか。（複数回答可）

地区社協		北浦	北川	東海東	東海西	南方東	上南方	北方	富美山	岡富東	岡富西	岡富北	中央	恒富東	恒富西	恒富中	恒富南	恒富北	一ヶ岡	伊福形	土々呂	不明	合計
回答者数		18	34	29	29	35	23	5	49	14	18	14	11	34	11	11	42	4	20	33	38	14	486
ア	近所づきあいができる地域	4	16	13	16	21	10	2	35	5	11	7	9	17	3	8	26	1	9	18	21	5	257
イ	住民同士が支え合える地域	14	28	21	21	27	16	3	33	9	13	8	8	23	7	8	33	3	15	21	27	5	343
ウ	高齢者や障がい者にやさしい地域	10	14	15	15	19	12	2	23	9	10	4	8	19	5	6	17	1	8	15	21	4	237
エ	子育てや介護に理解のある地域	3	3	7	7	10	5	1	8	2	6	2	6	12	3	3	7	0	5	11	7	2	110
オ	その他	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
	無回答	2	2	3	1	4	3	1	4	2	2	3	0	5	3	0	2	1	2	6	2	4	52

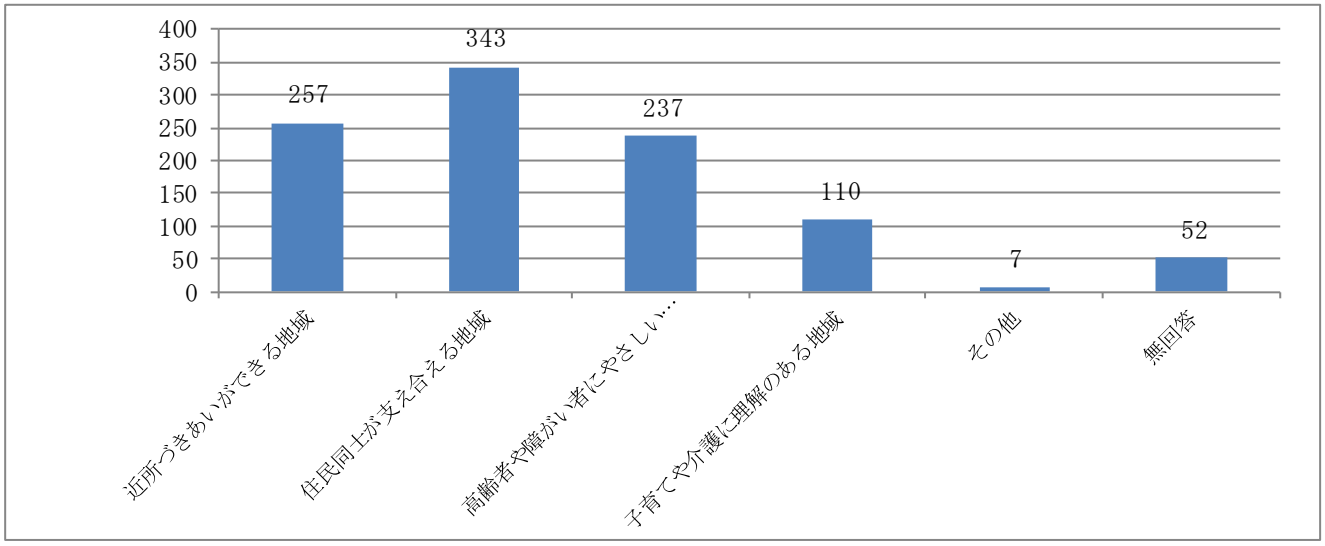

その他の意見

- 現状のまま。
- 若い人（子や孫）が一緒に住める地域。
- 高齢の区になり諸役員の選出に苦労があり、高齢でも活動できる様な地域でありたいと願う。
- 今のままでは…。
- 自分から進んで声掛けをする。介護の問題は難しいです。
- 大人の方があいさつ出来ていない。
- サロンに多くの人が参加出来る地域。

3. あなたはどのような目的で地域活動（地区社協、町内会、高齢者クラブ等）に参加していますか。（複数回答可）

地区社協		北浦	北川	東海東	東海西	南方東	上南方	北方	富美山	岡富東	岡富西	岡富北	中央	恒富東	恒富西	恒富中	恒富南	恒富北	一ケ岡	伊福形	土々呂	不明	合計
回答者数		18	34	29	29	35	23	5	49	14	18	14	11	34	11	11	42	4	20	33	38	14	486
ア	住民としての義務	8	17	13	18	14	9	2	31	4	5	6	6	12	1	4	20	0	10	8	17	4	209
イ	地域福祉をより良いものにしたい	9	17	19	17	27	11	3	26	6	10	9	9	19	5	7	25	1	12	20	23	4	279
ウ	隣近所とのふれあいを求めて	5	11	11	10	20	9	3	25	6	11	5	5	14	1	8	16	2	11	15	18	3	209
エ	自分自身の勉強や意識の向上	11	18	15	13	20	9	3	25	6	12	5	6	18	6	5	15	3	12	13	16	3	234
オ	役回りなど仕方なく	0	6	2	3	2	1	0	2	1	1	3	0	2	1	0	2	0	0	3	6	3	38
カ	ただなんとなく	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	6
キ	その他	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	無回答	1	2	4	0	3	5	1	5	2	1	1	0	3	4	0	4	1	1	7	1	4	50

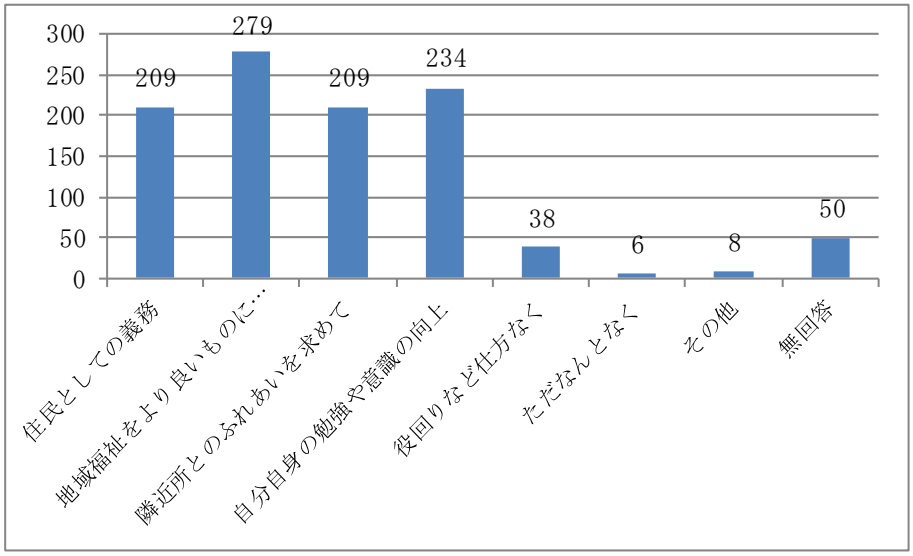

その他の意見
- 推進チームで活動。（２）
- 老後の楽しみを得るため。
- 推進役員。
- おばあちゃん付き合い。
- 友達がやっているから。
- 親がやっているから。

4. 福祉に関する情報をどこから入手していますか。（複数回答可）

地区社協		北浦	北川	東海東	東海西	南方東	上南方	北方	富美山	岡富東	岡富西	岡富北	中央	恒富東	恒富西	恒富中	恒富南	恒富北	一ケ岡	伊福形	土々呂	不明	合計
回答者数		18	34	29	29	35	23	5	49	14	18	14	11	34	11	11	42	4	20	33	38	14	486
ア	市の広報紙	6	24	18	18	29	18	3	34	12	13	7	9	25	8	7	26	2	12	16	27	5	319
イ	社協の広報紙	11	22	17	9	17	12	1	25	2	11	5	4	13	6	8	17	1	13	14	20	4	232
ウ	市役所の窓口	0	2	0	0	0	3	0	2	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	0	1	14
エ	社協の窓口	2	2	4	2	2	2	1	6	1	2	0	0	0	0	0	1	1	3	1	1	1	32
オ	町内会の回覧	6	8	10	11	21	9	1	20	6	11	5	4	17	5	4	15	0	7	12	22	3	197
カ	民生委員児童委員	1	9	10	16	11	5	1	12	2	4	7	2	15	5	2	16	2	8	13	11	3	155
キ	新聞雑誌	2	3	5	5	5	4	0	8	0	3	0	5	7	0	2	6	0	5	4	3	1	68
ク	テレビ・ラジオ	3	9	7	5	6	5	1	9	2	3	2	2	6	0	1	7	0	2	4	3	3	80
ケ	近所・知り合い	2	3	1	6	4	1	0	10	1	4	2	3	7	0	0	3	0	1	4	3	3	58
コ	インターンネット	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	10
サ	その他	0	1	4	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	12
	無回答	2	0	2	1	4	3	2	7	0	1	1	0	2	3	1	4	1	2	6	1	2	45

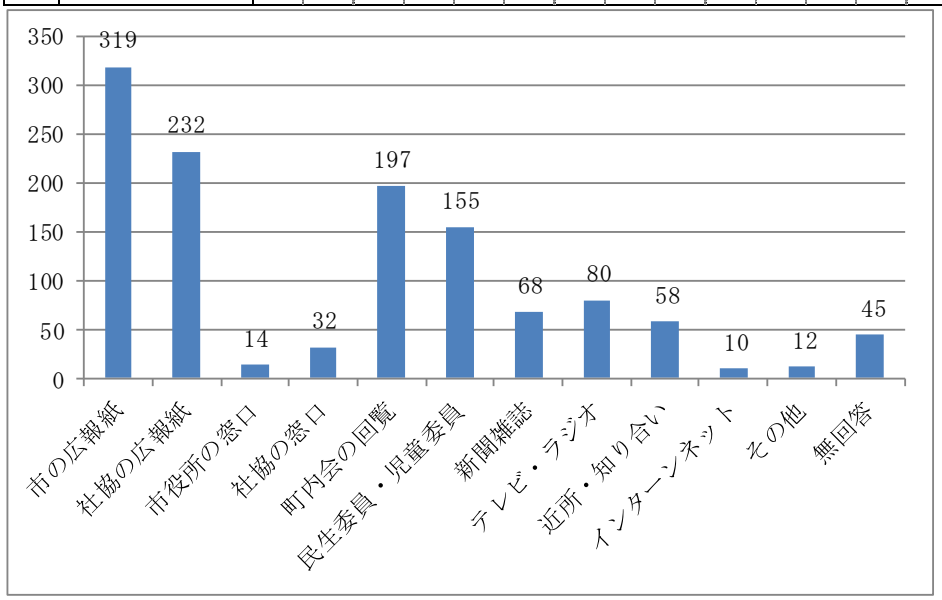

その他の意見
- 区長連協。
- 推進チーム会長さんより。（２）
- 推進チームの活動より。（５）
- いきいきサロン活動より。
- 市公連・市区長会。
- スポーツする仲間同志。
- 未だ何もわかりません。

5. 災害が起こった場合に、住民がお互いにどのような支援を行うことが必要だと思いますか。（複数回答可）

地区社協		北浦	北川	東海東	東海西	南方東	上南方	北方	富美山	岡富東	岡富西	岡富北	中央	恒富東	恒富西	恒富中	恒富南	恒富北	一ヶ岡	伊福形	土々呂	不明	合計
回答者数		18	34	29	29	35	23	5	49	14	18	14	11	34	11	11	42	4	20	33	38	14	486
ア	災害直後の安否確認	11	30	23	25	31	18	1	39	10	16	8	11	26	6	8	33	3	14	22	30	8	373
イ	災害情報の収集・交換	9	17	23	14	25	11	2	27	6	13	9	9	21	7	6	19	1	11	13	25	3	271
ウ	避難所への移動支援	11	24	16	20	28	13	2	26	8	10	9	7	21	6	7	25	1	12	13	22	4	285
エ	避難所の運営協力	4	15	12	9	18	6	1	13	3	6	5	7	13	3	5	14	0	7	12	10	2	165
オ	支援は特に必要ない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
カ	わからない	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6
キ	その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	6
	無回答	3	0	3	0	3	3	3	8	2	1	1	0	3	4	1	5	1	2	8	1	4	56

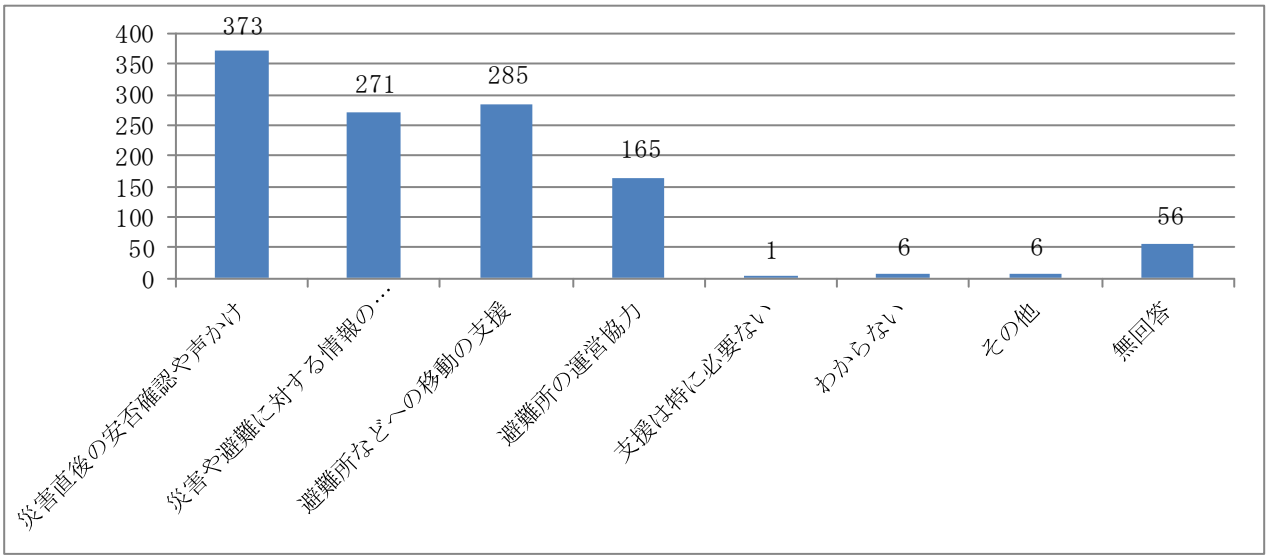

その他の意見

- 食糧等。
- 避難訓練を何回もする事によって、皆の意識を向上させる様努力する。
- 自主・自立が災害から身を守る。
- 避難の意識付け。積極的に避難する意志を持つ。
- その時になってみないとわからない。
- 自助・共助を中心に取り組みたい。

【調査結果の分析】

- 延岡市地区社協連絡協議会主催の延岡市地域福祉推進大会参加者にアンケートをお願いしましたが、回答者が 60 代から 70 代に集中しており、全体の 80%を占めています。このことから、地域福祉推進大会への参加者のほとんどが年配の方であり、若い世代の地域福祉への関心が低いこともうかがえます。（10 代から 40 代が、３%とほとんどいないため、若い世代の意見が、反映されていない。）
- 60 代から７０代の女性が全体の約 50%で、推進チーム員、いきいきサロンボランティア、民生委員児童委員など、地域で支え合うボランティアの中心になっています。
- 老後の生活や健康面、地震や風水害、火災などに不安を感じている方が多く、住民同士が支え合える地域、近所づきあいができる地域を望んでいます。
- 自分自身も地域で安心して楽しく暮らすため、地域活動に参加している方が多く、災害直後の安否確認や避難所への移動支援などができるよう、普段からのふれあいをとおして関係を作っておくことが必要だと思われます。

～「今後の地域福祉活動の在り方」についてのアンケート～

延岡市社会福祉協議会

①. 延岡市社協が行っている事業で知っているものに○を付けてください。また、活用したことがある事業には◎を付けてください。（複数回答可）

ア. ふれあい福祉相談　イ. あんしんサポートセンター　ウ. 家族介護者交流
エ. ボランティアセンター　オ. 生きがいと健康づくり　カ. 移送サービス
キ. 福祉機器レンタル　ク. 認知症サポーター養成　ケ. 生活福祉資金貸付
コ. 助け合い資金貸付　サ. 障がい者相談支援センターぱれっと
シ. その他(　　)

○知っている事業

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ
回答数	６	７	７	６	３	７	７	７	７	５	７	２(共同募金、福祉バザー)

◎活用したことがある事業

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
回答数	０	６	３	２	０	５	４	４	３	０	５

②. これまで下記の地域資源を活用した事例はありますか。（複数回答可）

ア. 地区社会福祉協議会　イ. 地域福祉推進チーム　ウ. ふれあいいきいきサロン
エ. 民生委員児童委員　オ. 地域住民　カ. ボランティア
キ. その他(　　)

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
回答数	７	７	７	７	５	１	１(困難ケース、地域ケア会議、介護教室)

③. 上記の地域資源を活用する･した際に困ったことは何ですか。

具体的な内容：（例：連絡したいが連絡先がわからない、どこに連絡すればいいかわからない　等）
- 連絡したいが地域資源の内容がわからず連絡方法等がわからない。
- ボランティア団体の名称、所在等が良く分からない。
- あんしんサポートセンター等、需・供のバランスがとれていないのか利用に至らない場合もある。
- 各地域によって、考え方や思いが違っている。推進チームとは？サロンとは？という原点に戻っての助言をして頂けるとありがたいです。
- どのような団体や構成メンバーなのかわからない。
- ボランティア実施内容がわからない。

④. これまで対応された事例の中でこういった地域資源があると良いなと思われたものはありますか。

具体的な内容:（例:一人暮らし高齢者の話し相手、サロン等を開催する拠点　等）

- 安価な片付け業者
- 差の少ない安価な移動手段
- 買い物同行支援
- デイサービス以上、健康塾未満のアクティビティサロン
- ゴミ捨て、電球の取り替え等の地域における支援（ボランティア）
- 移送サービスについて利用できる人の対象を広げてほしい
- 傾聴ボランティア
- 高齢者の引っ越しサービス
- ごみ屋敷等の片付け
- 話し相手（訪問・電話）
- 認知症一人暮らしの方の対応が出来るような資源を期待します
- 現在支える側が高齢化しており、このままでは消滅するのでは？と心配しています。若い方が楽しめて、高校生・大学生なども参加して地域を支える側にまわれるような仕組みづくりが必要と思います。

⑤. 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域福祉推進チーム、ふれあいいきいきサロン等との連携はとれていますか。

ア. とれている　　**イ. ある程度とれている**

ウ. どちらかというと取れていない　　**エ. とれていない**

	ア	イ	ウ	エ
回答数	２	４	１	０

⑥. 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域福祉推進チーム、ふれあいいきいきサロン等とより連携を深めるために社協に求める取組はありますか。

具体的な内容:（例:役員会等の情報提供、合同研修会の実施等）

- 交換会等を開催してほしい
- 役員会等の情報提供
- 年に１～２度、合同の研修会を実施してほしい
- 民児協の会合には日程の連絡等を頂き参加が可能になりましたが、いきいきサロンの情報等が少ないように感じます。
- 地区社協の理事会・会議、推進チーム・サロン等・社協と包括でひとつひとつ圏域地域をまわって、連携体制をとっていくことが必要と思います。

⑦. 今後、地区社会福祉協議会とどのような連携を図っていきたいと思いますか。

- 地域の動向をもっと知りたい。
- 包括からのアプローチができない
- 介護予防教室等を通じて積極的に顔の見える関係を築きたい。
- 今まで通り
- 役割を明確にすることで、お互いの強みを生かしながらスムーズに連携を図っていきたい。
- 積極的に会合等に参加して連携を図っていきたい。
- 地区社協の構成員に包括が入っていない地区がある為、組織の見直しを提言して頂き、連携を図っていきたい。

⑧. 地域ケア会議等を開催するにあたり延岡市社協に対する要望・希望等はありますか。

- 地域で出てきた問題等を取り上げて話し合いをする場をもうけてほしい。
- 新たな資源構築に共働して行く体制づくりを行ってほしい。
- 今後も参加・協力をお願いします。
- 今まで通り
- 毎回急な依頼時でも出席頂きありがとうございます。
- 岡山県総社市のように、民生委員児童委員・地区社協・推進チーム・自治会・社協・行政・包括などのメンバーが集まり、小地域ごとに地域力・福祉力の向上が図れるような組織づくりを一緒に考えてほしい。
- 社協職員の方の参加も是非お願いします。
- 日向市の事業所さんより、財光寺包括と社協の活発な活動のことを聞きました。日頃からの連携だと思います。現在、包括と社協担当者だけの会議等はありません。是非、各包括と社協とのいつでも相談できる関係づくりからはじめ、ケア会議での貴重な意見を頂きたいと思います。

⑨. その他、延岡市社協に期待する取組や要望等はありますか。

- 社協の把握している地域の情報を提供してほしい。
- 社協で後見人受任者としての事業を立ち上げてほしい。
- 包括と社協で定期的な意見交換会を開催してほしい。（情報交換・議題提案）大ケア会議の前段階的なものとして・・・。
- 権利擁護（あんしんサポート）のニーズも増して再なる連携を希望します。
- 社協の中に虐待や成年後見制度、犯罪被害に専門的に取り組み、関係機関が一体となって解決できるような専門機関を作ってほしい。
- 北浦社協では、徘徊訓練を地域の方と行ったと新聞で見ました。また、北川社協の推進チームの動きもすばらしいと思います。こういう活動の報告を包括や地区社協でして頂きたい。
- 地域福祉コーディネーターがいらっしゃると思いますので、是非主導して頂きたいと思います。
- ボランティア内容一覧表を作成してもらいたい。

ご協力ありがとうございました。

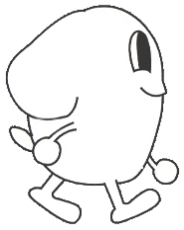

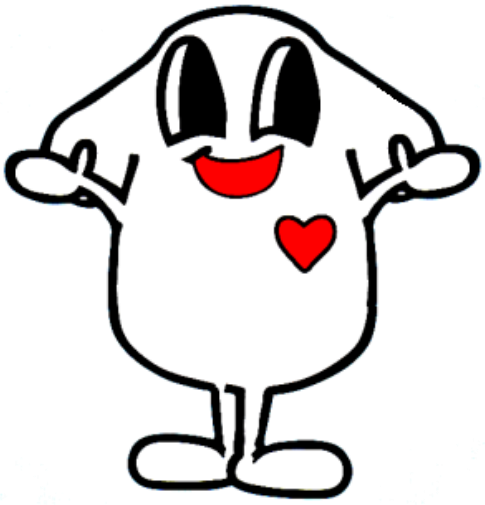

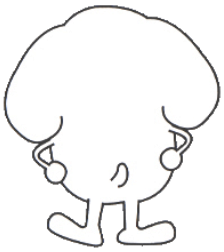

社協マスコットキャラクター

『ココロン』

延岡市社協では、『社協創立 50 周年記念社会福祉大会』（平成 13 年 10 月 24 日開催）において、マスコットキャラクターと愛称を募集し、決定しました。

以来、社協のマスコットとして皆さまに親しまれています。

【キャラクター】最優秀作品　川原　史乃（佐土原高校２年）

【愛称】最優秀賞　『ココロン』　大河原　和子（千葉県柏市）

延岡市地域福祉活動計画

発行　社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会
本　　所：〒８８２－０８４２
宮崎県延岡市三ツ瀬町１丁目１２番地４
ＴＥＬ：０９８２－３２－６５５５（代）
ＦＡＸ：０９８２－３５－５８６３
E-mail：info@nobesha.net
北方支所：〒８８２－０１２５
宮崎県延岡市北方町川水流卯１４２０番地
ＴＥＬ：０９８２－４７－３２９４
ＦＡＸ：０９８２－４７－２３１１
E-mail：kitakata@nobesha.net
北浦支所：〒８８２－０３０１
宮崎県延岡市北浦町古江２４３３番地１
ＴＥＬ：０９８２－４５－２４２７
ＦＡＸ：０９８２－４５－４１０１
E-mail：kitaura@nobesha.net
北川支所：〒８８２－０１０１
宮崎県延岡市北川町川内名７２２６番地４
ＴＥＬ：０９８２－４６－２１２３
ＦＡＸ：０９８２－４６－３０１６
E-mail：kitagawa@nobesha.net